

第3次越谷市 地域福祉活動計画

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

みんなが参画し ともに築く
福祉のまちをめざして



社会福祉法人
越谷市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化や人口減少による核家族や単身世帯の増加、地域コミュニティでの人間関係の希薄化が進むほか、新たな感染症の影響により、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。また、従来からの福祉課題に加え、生活困窮や社会的孤立、育児と介護のダブルケアなど、新たな社会問題が深刻化しています。

一方、国では、地域共生社会の実現を目指して、既存の制度だけでは解決が難しい新たな課題に対応するため、社会福祉法を改正しました。この改正により、市町村が複合的な課題に対応する包括的支援体制を構築することなどが示されたほか、その体制整備の在り方として、重層的支援体制整備事業が創設されました。

このような状況を踏まえ、本計画は、地域福祉推進の両輪である越谷市の「第3次越谷市地域福祉計画」と一体的に策定し、基本理念を引き続き「みんなが参画し ともに築く福祉のまちをめざして」と定めて、地域共生社会の実現に向けた6項目の重点事業を掲げております。

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的組織として、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、その解決に向けて取り組むことが求められています。本協議会におきましては、誰もが住み慣れた地域において、健康で安心して自立した日常生活が送れるよう、包括的な相談支援体制の構築に取り組んでまいりますので、今後ともより一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました「越谷市地域福祉活動計画推進委員会」の委員の皆様を始め、関係団体や市民の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和3年4月

越谷市社会福祉協議会 会長 杉本 昭彦

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景	2
2. 計画策定について	5
3. 計画の策定体制	6
4. 計画の期間	6
第2章 現状と課題	7
1. 越谷市の地域福祉活動を取り巻く状況	8
2. 現状から見えてきた課題	15
第3章 計画の考え方	17
1. 計画のめざす姿（基本理念）	18
2. 基本目標	19
3. 計画の体系	20
4. 重点事業	22
第4章 施策の展開	27
基本方針1 支え合い、助け合い、課題解決につなげられる地域力の推進	30
基本方針2 地域で活躍する人材の育成	38
基本方針3 地域における支援・協働のネットワークづくり	48
基本方針4 包括的な相談支援体制の構築	54
基本方針5 一人ひとりが安心して暮らせる地域づくり	64
基本方針6 「越谷市版地域共生社会」を支える社会福祉協議会の基盤・運営	74
第5章 計画を推進するために	81
1. 計画の進行管理	82
2. 進行管理のための評価体制	82

1.越谷市地域福祉活動計画推進委員会 設置要綱・名簿	84
2.越谷市地域福祉活動計画検討委員会 設置要領・名簿	86
3.越谷市地域福祉活動計画 策定経過	88
4.各種調査結果概要	89
5.用語解説	95
6.福祉の相談窓口一覧	98

第1章 計画の概要

第3次越谷市地域福祉活動計画
の概要をお伝えします。



越谷市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「ハートん」

1. 計画策定の背景

(1)地域福祉とは

毎日の暮らしの中で、私たち一人ひとりには様々な不安やストレスを抱えて暮らしていますが、身近な人とのつながりや支え合いにより、自分らしくいきいきと暮らすことができています。

この人と人が「つながり」「支え合う」ことが、地域福祉の考え方です。地域福祉は、一人ひとりがその人らしく日常生活を送れるよう、行政、地域住民、事業者などあらゆる人、団体が協力して「生活しやすい地域社会づくり」を進める必要があります。

これまでは、「福祉は、一部の困っている人を助け、支えること」と考えられてきましたが、少子高齢化や核家族化などにより生活形態が多様化する中、誰もが支える立場や支えてもらう立場のどちらにもなりうる時代となっています。

そして、互いに支え合いそれぞれの問題を解決するため、地域福祉の推進に向けて、地域住民等の福祉活動を支援する具体的な内容を定める計画が、地域福祉活動計画です。



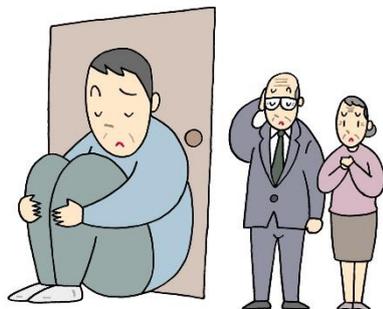
「つながり」「支え合い」イメージ図

(2)地域福祉の現状について

全国的に少子高齢化や核家族化が進む中、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加を由来とする社会的孤立※の問題、自治会加入率の低下など、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

また、虐待や貧困、家庭内暴力、ひきこもり、さらに近年は、高齢の親と無職の子ども同居世帯（いわゆる「8050問題」）や、介護と子育ての時期を同時に迎える世帯（いわゆる「ダブルケア」）など、生活上の問題が重なり、多方面からの包括的な支援を必要とする人が増えています。

このように複雑・多様化している社会問題や生活上の諸課題に対応するには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも難しくなっています。



「8050問題」イメージ図



「ダブルケア」イメージ図

※資料編の「5.用語解説」（95ページ～）に説明を記載しています

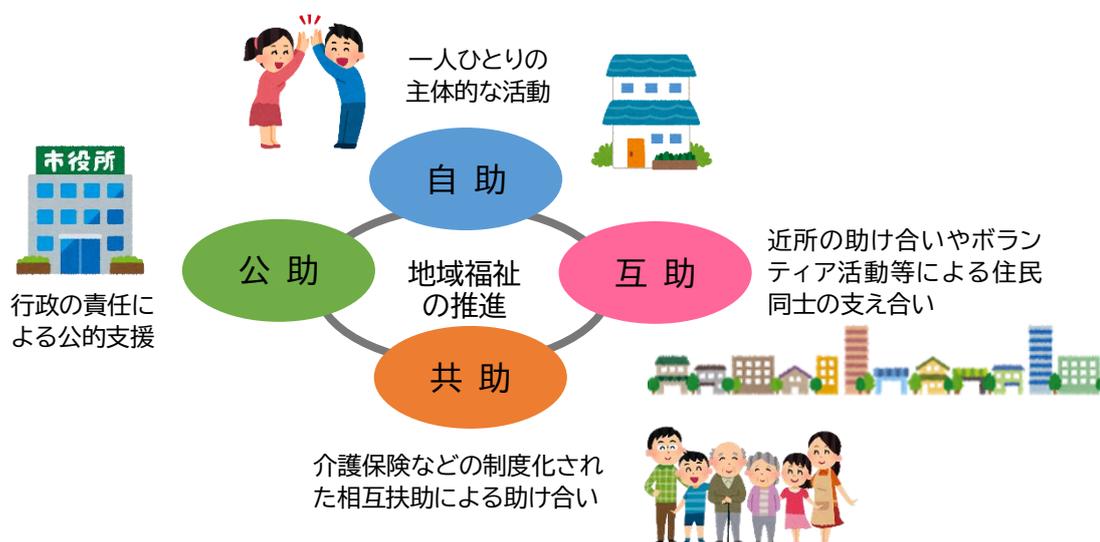
(3)地域福祉の推進に向けて

社会福祉法[※]第4条では、地域福祉の推進について「地域住民が相互に人権と個性を尊重し合いながら、参加・共生する地域社会の実現をめざす」としており、地域住民の主体性を原則としています。

また、地域住民、社会福祉事業の経営者、社会福祉の活動者の3者が相互に協力して地域福祉を推進することとしています。

地域福祉の推進は、地域福祉の関係者がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することによりはじめて可能となることから、「住民一人ひとりの主体的な活動（自助）」「近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い（互助）」「介護保険などの制度化された相互扶助による助け合い（共助）」「行政の責任による公的支援（公助）」の役割を果たすことにより、日常生活の課題を解決していこうとする取組です。

「自助」「互助」「共助」「公助」[※] イメージ図



(4)国の動向

国は、平成28年度に、地域共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を厚生労働省に設置しました。

地域共生社会とは、複雑・多様化する地域福祉課題に対し、これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域課題に主体的に取り組む仕組みをつくり、また困難を抱えた場合には解決に向けて「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくものです。平成30年4月には、地域福祉計画策定の努力義務化や、福祉分野の共通事項を記載する「上位計画」としての位置づけを示した改正社会福祉法が施行されました。

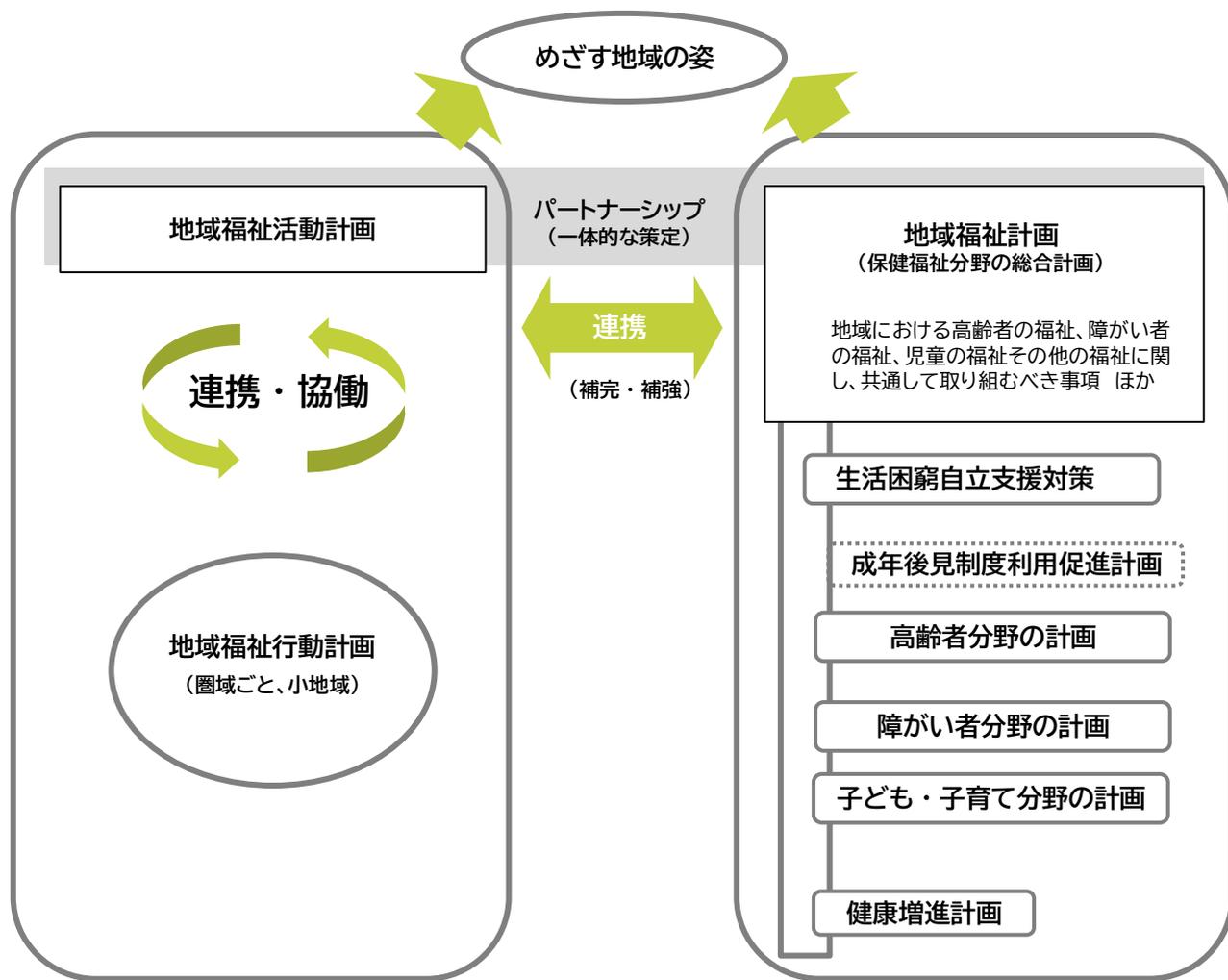
さらに、令和3年4月施行の改正社会福祉法により、市町村における包括的支援体制の整備の在り方として、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

[※]資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

こうした状況をうけ、全国社会福祉協議会は令和2年(2020年)を始期とする「全社協福祉ビジョン2020」を新たに策定しました。「全社協福祉ビジョン2020」では、21世紀における地域共生社会および持続可能な開発目標(SDGs※)の誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現という2つの方向性をもとに、ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざすこととしています。

地域福祉活動計画の策定においては、厚生労働省の「地域での計画的な包括的支援体制づくり」に関する調査研究事業の一環として全国社会福祉協議会より「地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」が示され、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進をめざすものであることから、地域福祉計画と一体的に策定したり、その内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることが求められると位置づけられています。

地域福祉活動計画の位置づけ：「地域福祉計画との関係性」 イメージ図



(「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」の図を参照して作成)

※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

2. 計画策定について

(1) 計画の位置づけ

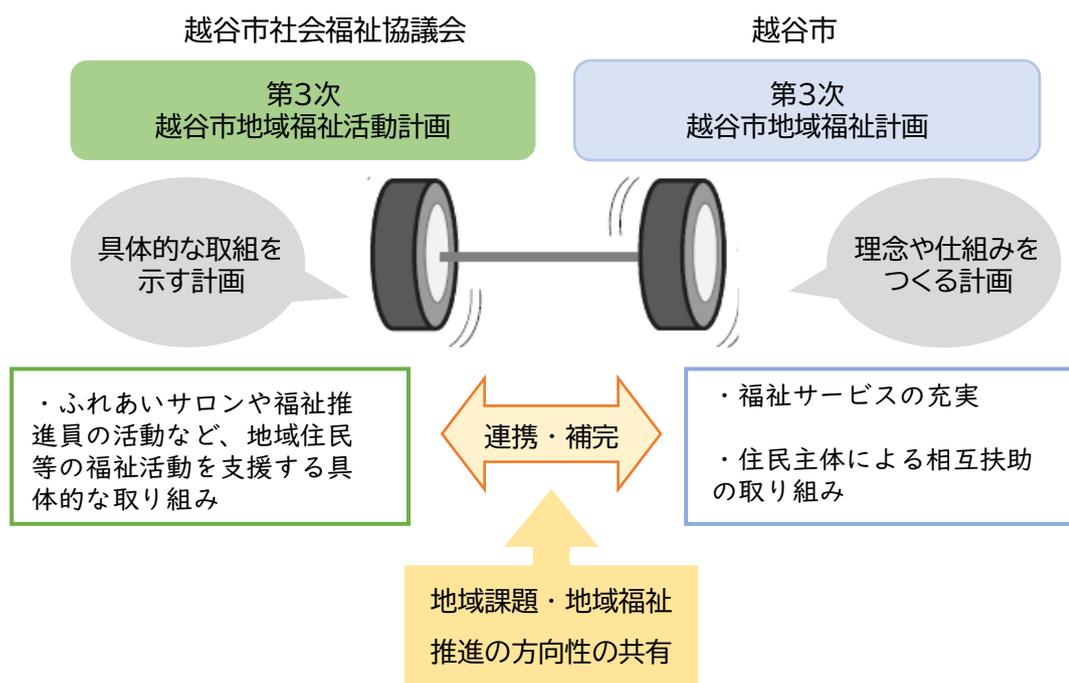
地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が策定する計画で、越谷市に暮らす人たち一人ひとりが、地域社会を担う一員として、自分の地域について考え、みんなで「福祉のまちづくり」を進めていくための計画です。

市町村が策定する「地域福祉計画」は、行政による福祉サービスのさらなる充実と、住民主体による相互扶助の取り組みを計画化するものです。

これに対し「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法^{*}に位置づけられた「社会福祉協議会」が、地域福祉の推進に向け、ふれあいサロンなど、地域住民等の福祉活動を支援する様々な取り組みを計画化するものです。

この2つの計画は、「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画であることから、両計画を共通の理念や施策方針のもとに策定し、相互に補完しなら推進することが望ましいとしています。

(イメージ図)



(2) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条・110条に基づき、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員^{*}、社会福祉施設・社会福祉法人^{*}等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

^{*}資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

3. 計画の策定体制

本計画は、次のような過程を経て策定を行いました。

(1)地域福祉活動計画 推進委員会(3回)

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉施策の推進に係る検討を行うために、住民組織の代表者、ボランティア、NPO※関係者等で構成する「越谷市地域福祉活動計画推進委員会」において、審議を行いました。

(2)社協内検討組織(検討委員会・作業部会)(各3回)

本計画の策定のため、社協内組織として課長職等で構成する「越谷市地域福祉活動計画検討委員会」を設置しました。また、主幹・主査職等で構成する作業部会を設置し、計画づくりに取り組みました。

(3)市民・団体アンケート調査の実施

越谷市は、市民の地域福祉に関する意識や生活課題を検証し、計画見直しの基礎資料とするために、「越谷市の地域福祉に関するアンケート調査」(以下「市民・団体アンケート調査」という。)を実施しました。越谷市と本協議会は、越谷市の地域福祉計画と一体的に策定していくため、この調査結果を共有し、計画策定の基礎資料としました(内容については、第2章をご覧ください。)

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
20歳以上の住民 (地区別・年代別・男女別に無作為抽出)	2,940票	1,341票	45.6%
市内の福祉関連団体	700票	510票	72.9%

(4)パブリックコメントの実施

市民の意見を反映させるために令和2年11月2日～令和2年12月3日の期間において、パブリックコメントを実施しました(特に意見は、ありませんでした。)

4. 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年の計画として策定します(国や埼玉県、越谷市の動向および社会経済情勢や福祉環境等の変化により必要となった場合に見直しを行います。)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域福祉活動計画 (本協議会)	第3次計画				
地域福祉計画 (越谷市)	第3次計画				

※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

第2章

現状と課題

越谷市の地域福祉活動に関する
現状と課題を整理しました。



1. 越谷市の地域福祉活動を取り巻く状況

(1) 第2次計画における取組と成果(例)

③ 地域での見守り・支え合い

住民が主体となって地域の居場所を運営する「ふれあいサロン活動※」が順調に広がり始めており、市内のふれあいサロンの登録総数が約120か所となりました。

ふれあいサロン事業を積極的に支援するため、運営費の一部助成や保険への加入のほか、サロン代表者等を支援するために研修会を開催し、情報提供や意見交換等を行いました。



子育て世帯を対象とした「ふれあいサロン」の様子

③ 福祉教育の充実

※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

福祉教育の一環として、福祉体験学習を実施する学校に対し、プログラムの提案を行うため、市内小・中学校の教職員を対象に福祉体験学習説明会を開催したほか、福祉体験学習を実施する小・中学校教職員を対象に福祉教育における専門的な知識を深めることを目的とした研修を実施しました。

学校における福祉体験学習のほか、一般向けの福祉体験においても、新しい団体での実施件数が増えるなど、地域の中で着実に学びの輪が広がっています。



福祉体験学習

③ 地域における支援・協働のネットワーク



福祉推進員養成研修の様子

市民参加型の小地域福祉活動を活発化し、地域の実情に応じたきめ細かいサービスを構築するため、福祉推進員を養成し、委嘱者数が670人となりました。

地域における福祉課題の共有と課題解決に向けた仕組みづくりを推進するため、地域包括支援センター※が実施するネットワーク会議に参画するなど、関係団体との連携を進めました。



ゲームを楽しむ
ふれあいサロンの皆さん



グループワークでの情報共有



ふれあいサロン(子育て分野)の活動の様子

③ 包括的な相談支援の体制づくり

住民の日常生活上の相談に対し、適切な助言と必要に応じて専門機関や福祉サービス等を紹介し福祉の充実を図ることを目的に、**相談事業**を実施してきました。

また、頼れる親族がないなどの理由で不安を抱える高齢者等を支援することを目的として、見守りサービス、入院、施設入所時のサポート、死後の事務処理等を行うみまもり・あんしん事業を創設しました。



成年後見センターこしがや

③ 安心して暮らせる地域づくり



災害ボランティアセンターの訓練

災害ボランティアとして活動する意欲のある個人または団体を**越谷市災害ボランティア**として登録を行い、災害時のボランティア活動を円滑に推進することを目的とした越谷市災害ボランティア登録制度を創設しました。

また、**災害ボランティアセンター**の役割を説明し、広く周知を行うことを目的として、各地区で開催されている防災訓練に参加し、地域住民に対する周知を行いました。

「しらこぼとマルシェ（福祉サービス事業所の生産品販売）」をイオンレイクタウンで開催するなど、**障がいのある方の社会参加や地域の理解・交流の機会**を増やしました。

開催にあたっては市内の各事業所が連携して準備と運営に取り組むほか、地元企業（イオンレイクタウン）の地域貢献の協力を得るなどして実現し、大勢の参加者でにぎわいました。



しらこぼとマルシェ



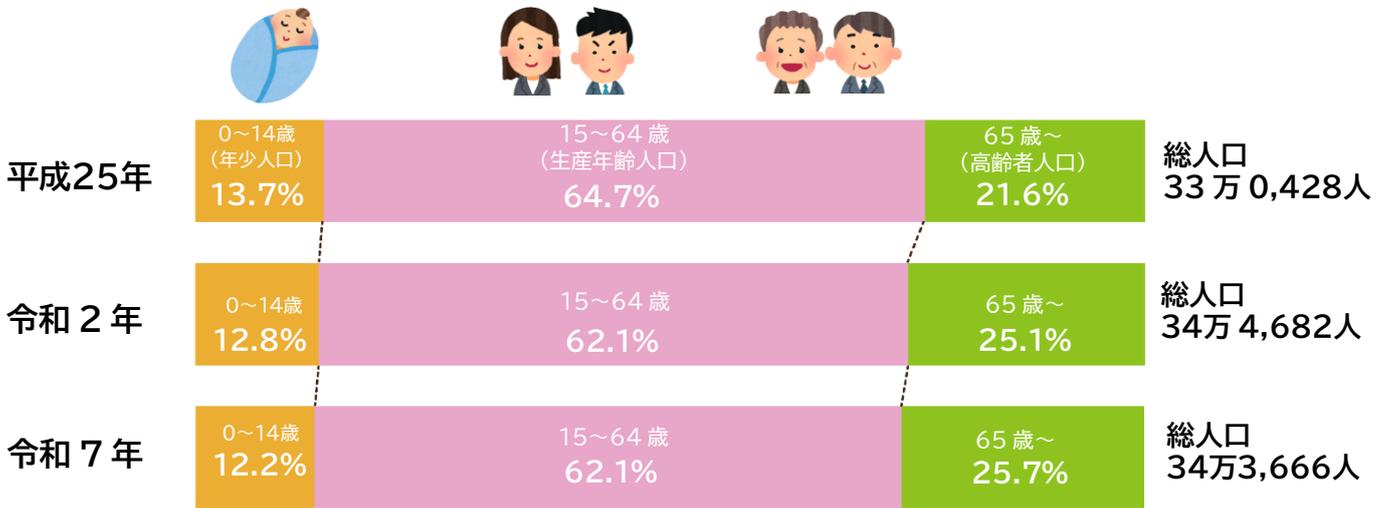
(2)統計でみる越谷市の状況

近年は微増傾向ですが、その後減少に転じる見通しです。

③ 人口の変化

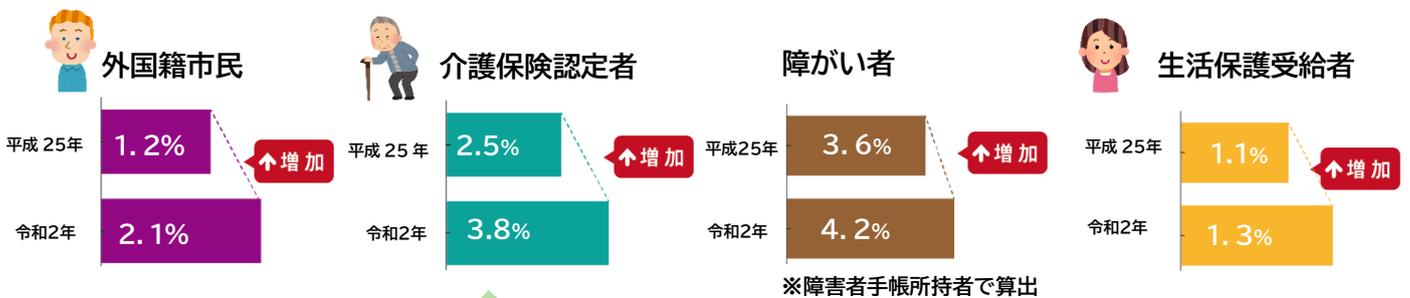


③ 人口の内訳



年少人口の割合は減少し、生産年齢人口の割合はほぼ横ばい、高齢者人口の割合は増加しています。

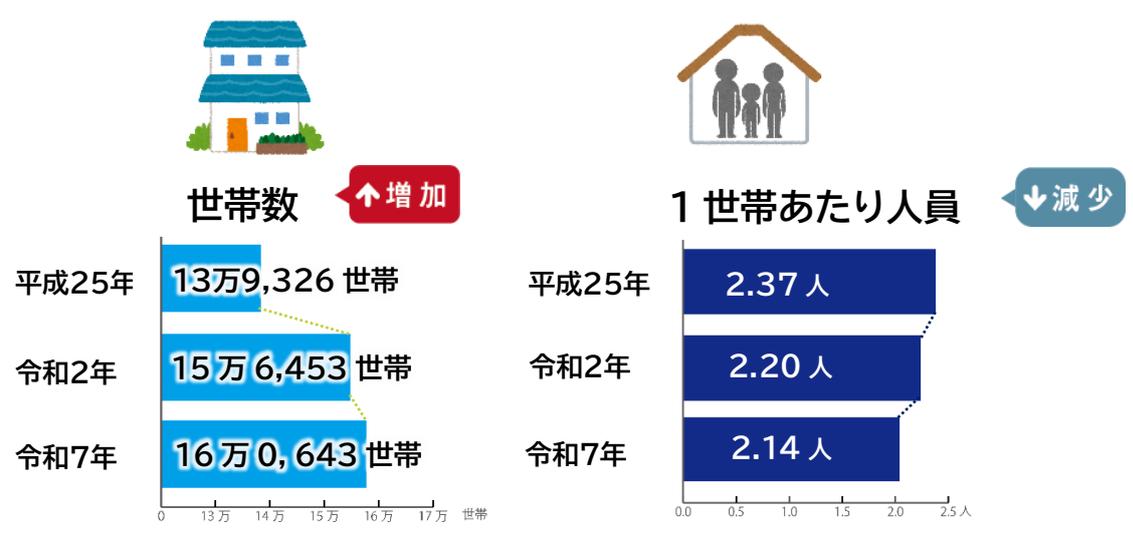
出典：住民基本台帳
※令和7年は第5次越谷市総合振興計画の策定における将来人口推計（各年4月1日）



外国籍市民、介護保険認定者、障がい者、生活保護受給者の人の総合人口に占める割合は、年々増加しています。

出典：越谷市の担当各課が集計した実績値（各年4月1日現在）

世帯の変化



本市の世帯数は増加傾向が見られます。一方で、核家族化や単身世帯の増加により、1世帯あたりの人員は減少傾向が見られます。

出典：住民基本台帳
 ※令和7年は第5次越谷市総合振興計画の策定における将来人口推計（各年4月1日）

世帯類型

単身世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子どもからなる世帯	ひとり親と子どもからなる世帯	夫婦、子どもと両親からなる世帯
4万0,065人 11.9%	5万4,978人 16.3%	16万2,889人 48.2%	3万0,012人 8.9%	7,767人 2.3%

本市では、夫婦と子どもからなる世帯が約半数、次いで夫婦のみの世帯、単身世帯の順となっています。また、ひとり親と子どもからなる世帯も約1割弱となっています。

出典：平成27年国勢調査（10月1日現在）

(3)市民・団体アンケート調査の結果(調査の概要については6ページ参照)

地域での活動

地域に困っている世帯がある場合、今後「手助けできること」



安否確認の声かけ (42.8%)
災害時・緊急時の手助け (34.2%)
話し相手 (28.9%)



44%

地域での活動状況は
「特に何も行ってない」

地域の行事や活動に関心を持っていて、困っている世帯への手助けができると
思っている人は少なくありません。
しかし、実際には約半数の人は活動を行っていません。



78.8%

ボランティアやNPO※での活動経験は
「今までに活動したことはない」

30.2%

ボランティアやNPOでの活動に参加していない理由は
「どのような活動があるのか知らないから」

約8割の人がボランティアの活動経験がなく、
その理由として約3割の人が活動の内容を知らないという現状があります。
ボランティア活動に関する正しい情報発信を行うことで、
新たな担い手確保につながる可能性があります。

ボランティア活動・NPO活動や市民の自主的な活動等の活性化に必要なこと



負担の少ない活動内容(時間的・体力的)にする (33.2%)
元気な高齢者の参加を促す (31.4%)
興味や関心を持てる内容にする (26.5%)
若い人の参加を促す (25.9%)

ボランティア活動に負担を感じる人や、参加者の固定化が懸念されています。
環境整備による負担軽減と担い手の発掘・育成が求められています。

※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

地域生活上の困難や相談について

地域の日常生活で困ったことを抱えている人



- 「一人暮らしで不安や心細い思いをしている人がいる」(18.9%)
- 「草むしりや庭の手入れなど、体力のいることができなくて困っている人がいる」(11.6%)
- 「(困ったことを抱えている人がいるか) 分からない」(48.6%)

地域福祉の拠点や組織の認知度



- 「地域包括支援センター※」(28.3%)
- 「子育て世代包括支援センター」(8.4%)
- 「なんでも相談窓口」(7.3%)
- 「生活自立相談よりそい」(3.0%)
- 「特定相談支援事業所※」(2.8%)

地域の中で、一人暮らしで不安や心細い思いをしている人がいます。各分野の相談窓口は充実してきている一方で、市民の認知度はとても低い状況です。相談窓口に関する周知・啓発が必要です。

安全・安心なまちづくり

災害時に地域住民が支え合う地域づくりに必要なこと



- 「日頃から隣近所が声をかけ合い、助け合うようにする」(53.5%)
- 「災害時の情報を速やかに伝達できるよう情報伝達システムを充実」(64.2%)

越谷市の地域福祉でできていると思うこと



- 「地域ぐるみで、身近な環境（保全・美化）が快適に保たれている」(65.9%)
- 「地域防犯・交通安全への自主的な活動が行われている」(58.0%)

災害などいざという時に備え、日ごろの近隣同士の声かけが大事だと、半数以上の人考えています。一方で、環境保全・美化活動や、地域防犯・交通安全の自主活動は、多くの人が積極的に行われていると感じているようです。

※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

(4)作業部会における検討結果

本計画の策定のため、越谷市地域福祉活動計画検討委員会作業部会では、第2次計画の振り返りおよび第3次計画の検討において、以下のような意見が出されました。

③ 地域での見守り・支え合い

- ・地域の居場所である「ふれあいサロン活動※」が、地域の中で順調に広がりつつある。
- ・それぞれの地域の特性や、地域の力を生かせるような見守り・支え合いのつながりが大切になる。

③ 福祉教育の充実

- ・本協議会が行っている福祉教育は、学校における活用件数が増えている点は、成果ではないか。
- ・今後はさらに、当事者や自治会・企業など地域の様々な人を巻き込んで展開していくことが重要

③ 地域における支援・協働のネットワーク

- ・地域福祉ネットワーク※として、地区ごとの協議会が立ち上がるなど、地域の中に支援・協働の輪が広がり始めている。
- ・今後はさらに、地域課題が複雑・多様化する中で、困難なケースについて解決につなげていくための関係機関や、社協内の横断型のチーム支援が大切になる。

③ 包括的な相談支援の体制づくり

- ・市民にとってより身近な相談窓口、また本協議会としてのアウトリーチ※を基本とした体制づくりが必要では。
- ・各種事業や相談等を通じて、必要に応じてさらに相談支援や専門的支援につなげることが必要では。

③ 安心して暮らせる地域づくり

- ・成年後見制度等の周知を行ってきたが、相談支援の中では困難事例（制度の狭間※）になる、または問題を複合的に抱えているなども少なくない。
- ・災害ボランティアセンターの周知や地域の防災訓練への参加を通じ、地域や職員の防災力を高めた。
- ・高齢者や障がい者など、災害時に支援を必要とする人を地域で支え合う、平時のつながりが大事では。



※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

2. 現状から見えてきた課題

これまでの様々な検討結果および調査結果から、これからの越谷市の地域福祉活動に求められている課題として、主に以下の3点が挙げられます。

①一人ひとりが、地域のことや他人の困りごとを「我が事」に変えていくきっかけが大切です

(地域住民からの声)



- ・地域にどのような活動があるのか、よく分かりません。
- ・災害時に地域で助け合うには、日ごろからの近所付き合いが大事だと思います。



・これまで、地域ではサロン活動[※]や福祉教育など、様々な機会づくりに取り組んできました。一方、「地域で活動したことがない」「どのような活動があるか知らない」という人も少なくありません。今後は、地域の人自身が主体的に地域の課題について考えたり、解決に取り組んだり、支え手となっていくようなきっかけが、より大切になると考えられます。



※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

②地域の中で、様々な立場・分野の関係団体等が連携できる関係づくりが重要です

(地域住民からの声)



- ・買い物などの外出が大変そうな人がいます。
- ・周囲に一人暮らしで不安や心細い思いをしている人がいます。

・これまで、地域の支え合い活動や相談窓口等を通じて、高齢・障がい・子ども子育てなど、各分野で取組が進んできました。今後は、多様な生活課題を解決するための、分野横断のチーム支援や地域のボランティアや関係者との連携の強化がさらに重要になります。



③相談や課題を「丸ごと」受け止め、解決につなげていく仕組みづくりが必要です

(地域住民からの声)



- ・ひきこもりなどの問題を、どこに相談したらよいでしょうか。
- ・成年後見制度などの仕組みが、よく分かりません。

・これまでも、社協等が、相談者への情報提供や専門的窓口の紹介などに取り組んできました。今後はさらに、生活上の困難に関する相談の増加や、問題が複雑・多様化する中で、身近な相談窓口の充実や、相談を包括的に受け止める本協議会内の体制強化が必要となります。



第3章

計画の考え方



計画の

- ・基本理念
 - ・めざす地域の姿
 - ・施策体系
 - ・重点事業
- などをお伝えします。

1. 計画のめざす姿(基本理念)

越谷市社会福祉協議会では、平成12年3月に「第1次越谷市地域福祉活動計画」を策定し、自治会、民生委員・児童委員[※]協議会、ボランティア団体、行政等の関係機関・団体と連携して福祉活動を展開してきました。

さらに「第2次越谷市地域福祉活動計画」においては、越谷市が「第2次地域福祉計画」を策定することに伴い、共通の地域課題に基づく計画とするため、市民・地域・団体、行政等と連携を図り、協働で計画を策定しました。

この間、少子高齢化の進展や単身世帯の増加、近所付き合いの希薄化など、地域における生活環境の変化や、それに伴う社会福祉法[※]の一部改正などがありました。第3次計画の策定における様々な調査結果を見ても、地域福祉に関する活動や見守り・支え合いなどに皆で関わり、地域をともに築いていくという考え方は、普遍的なものです。

したがって第3次計画においても、第2次越谷市地域福祉活動計画の基本理念を継承するとともに、第3次越谷市地域福祉計画の基本理念との整合性を図り、本計画における計画のめざす姿を以下のように掲げます。

基本理念

みんなが参画し ともに築く 福祉のまちをめざして



[※]資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、越谷市における地域福祉の課題を踏まえ、次の3つの基本目標を掲げます（基本目標は、第3次越谷市地域福祉計画と同一とし、一体的な計画とします。）。

1. 市民の主体的な参画と協働による地域課題の 発見・解決を推進します

幅広い世代・立場の市民が、自分たちの地域に関心を持ち、参加・協働することで、様々な生活課題が早期に発見され、解決に至るような地域づくりを推進します。

2. 適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を 強化します

地域で孤立している人や、必要な支援に結び付いていない人を把握するとともに、生活上の困難や悩みを抱えた時に適切な支援につながるよう、包括的（総合的・一体的）な相談支援体制を強化します。

3. 一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に 暮らせる地域をつくります

従来の高齢者・障がい者・子どもといった分野別の福祉サービスを「縦割り」で提供するのではなく、世代や分野を超えた「丸ごと」の考え方でのつながりづくりや、課題解決の仕組みをつくっていけるよう、誰にとっても、いつまでも自分らしく、安全・安心に暮らし続けられるまちづくりを、地域と市全体でつくります。

※福祉サービスの「縦割り」とは、福祉分野の相談窓口が、一般に、介護や障がい、子育てというように、対象者ごとに担当者を分けた仕組みをしていること。

「丸ごと」とは、人と人、人と資源が世代や分野を超えて関わりを持つこと。

3. 計画の体系

本計画は、前項で定めた3つの基本目標を実現するために、6つの基本方針、21の施策を定め、それらに関連する事業を推進していきます。

③ 施策体系

基本理念

みんなが参画し
ともに築く
福祉のまちをめざして

基本目標

- 1 市民の主体的な参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します



- 2 適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します



- 3 一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に暮らせる地域をつくります



基本方針

- 1 支え合い、助け合い、課題解決につなげられる地域力の推進

- 2 地域で活躍する人材の育成

- 3 地域における支援・協働のネットワークづくり

- 4 包括的な相談支援体制の構築

- 5 一人ひとりが安心して暮らせる地域づくり

- 6 「越谷市版地域共生社会」を支える社会福祉協議会の基盤・運営

地域

人

連携

包括

相談

生活

安心

社協

施策

(1-1)地域活動団体等の活動や参加を促進しよう
 (1-2)住民参加型の福祉サービスを充実させよう
 (1-3)地域の困りごとを支援につなげよう

(2-1)ボランティアの参加を促進しよう
 (2-2)人権尊重や福祉の理解を深める機会をつくろう
 (2-3)交流や支え合いの機会をつくろう
 (2-4)地域福祉に関わる新たな支え手を育成しよう

(3-1)関係機関によるチームで支援しよう
 (3-2)社会福祉法人等による連携を強化しよう

(4-1)必要な情報を提供できる体制を充実させよう
 (4-2)身近な場所での相談機会を充実させよう
 (4-3)権利擁護における仕組みを推進しよう
 (4-4)多様な生活課題に対する支援体制を充実させよう

(5-1)住み慣れた地域での生活を充実させよう
 (5-2)社会参加・健康や生きがいづくりをすすめよう
 (5-3)地域でつながり災害時に助け合おう
 (5-4)施設運営を充実させよう

(6-1)職員の更なる資質向上をめざそう
 (6-2)組織体制の強化・部署間連携をすすめよう
 (6-3)財政基盤を強化しよう
 (6-4)社協に関する情報発信を充実させよう

重点事業

1-① 地域課題について
協議する場の整備



1-② 地域づくりに向けた人材の
確保、育成



2-① 関係機関による
チーム支援の実施



2-② 地域住民や関係団体との
連携の強化および
活動の支援



3-① 身近な地域における
「総合相談窓口」の設置



3-② 地域住民の相談を
包括的に受け止める
体制の構築



4. 重点事業

越谷市における「地域共生社会」を実現するために、地域福祉活動計画として次の3つの重点事業を掲げます。

1 地域の中で、一人ひとりが他人事を我が事に変えていくことをめざして…

地域の課題を共有し、解決を検討していく場の整備や、地域づくりに関わる幅広い世代や立場の人達の育成をめざします。



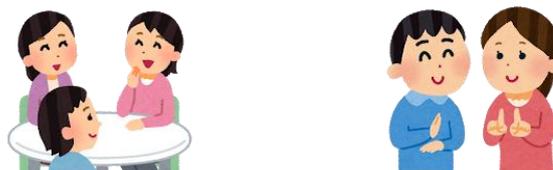
① 地域課題について協議する場の整備(35 ページ)

地域住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを支援していきます。



② 地域づくりに向けた人材の確保、育成(47 ページ)

地域住民等に対する研修や講座を実施し、地域づくりに関わる人材の確保、育成につなげます。



2 地域の中で、協働の輪が広がることをめざして…

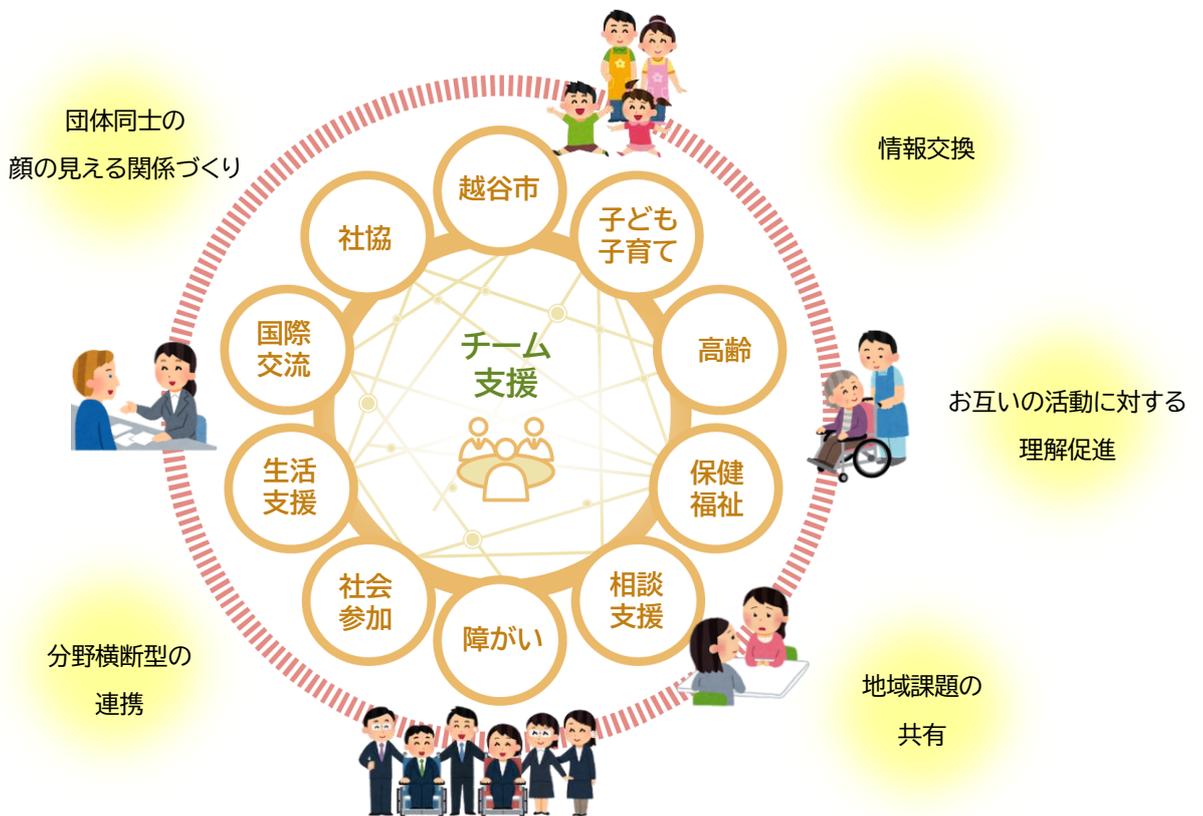
様々な立場・分野が、地域の中の多様な生活課題や主体的な活動に連携して関わられるよう、分野横断型のチーム支援や、地域のボランティア・関係者の連携に取り組みます。



①関係機関によるチーム支援の実施(51 ページ)

多様な生活課題を解決するために、行政等の関係機関との連携を強化し、分野横断の支援を行います。

(イメージ図)



②地域住民や関係団体との連携の強化および活動の支援(51 ページ)

地域のボランティアや関係者との連携の強化を図り、活動の支援を行います。



3 相談や課題を「丸ごと」受け止め、 解決につながることをめざして…

地域生活における様々な困りごとを丸ごと受け止め解決につなげられるよう、身近な地域における「総合相談窓口」の設置や、地域住民の相談を包括的に受け止める社協内の体制づくりに取り組みます。



①身近な地域における「総合相談窓口」の設置(77 ページ)

老人福祉センター4館を拠点とした相談支援体制を整備するとともに、アウトリーチ※を基本とした、市民に身近な相談体制の構築を図ります。



越谷市では、これまでも日常生活圏域として、市内13のコミュニティ区域（公民館区）を基本的な単位としており、越谷市が策定する第3次地域福祉計画では、地域福祉の基本的な圏域を13地区としています。

なお、本協議会では、事務局（中央市民会館）、老人福祉センター4館を拠点として、地域福祉の推進を図ります。
※資料編の「5.用語解説」(95 ページ～)に説明を記載しています

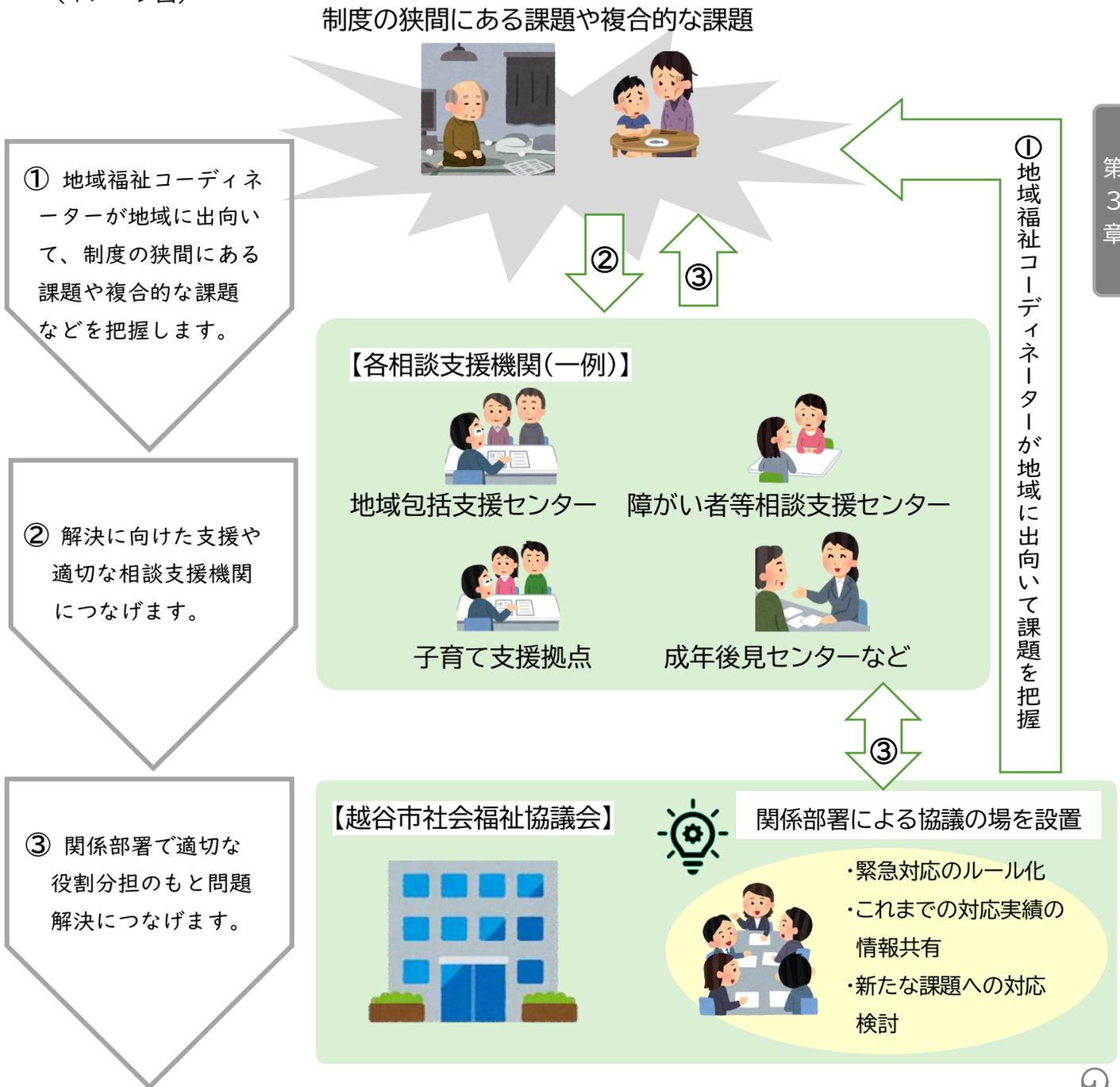


②地域住民の相談を包括的に受け止める体制の構築(77 ページ)

地域福祉コーディネーターを配置し、制度の狭間※にある課題や複合的な課題など、既存の制度では対応が難しいケースへの組織的な対応に取り組みます。

※資料編の「5.用語解説」(95 ページ～) に説明を記載しています

(イメージ図)



「地域福祉コーディネーター」とは…

地域住民等からの相談を受け、地域の中へ入り、地域の人々や関係機関と協力して課題を明らかにし、解決に向けた支援をする福祉の専門職

第4章

施策の展開



基本方針ごとに

- ・課題
- ・方向性
- ・地域でできること…などを
紹介します！

第4章については、まず基本方針ごとに

- これまでの取組
- これからの課題
- 第3次計画のめざす姿

について、掲載しています。見方については以下のとおりとなります。

基本方針1
支え合い、助け合い、課題解決につなげられる地域力の推進

<これまでの取組>

- ・地域住民相互の支え合いにむけた地域づくりが、地域包括ケアシステム[※]の構築に伴い着実に進み、市民の中に、地域福祉を担っていくという意識が醸成されています。
- ・地域住民が主体となって地域の居場所を運営する「ふれあいサロン活動」が順調に広がり始めており、これらの活動により、地域の中での見守りにもつながっています。また、サロン等に関する域での認知度も高まってきています。

<これからの課題>

【地域の中での孤立を防ぐ、活動の拠点となる場所の充実が必要】

- ・地域住民相互の見守り活動などが市内に広がる中で、社会的孤立を防ぎ、つながりの機会となる拠点を増やしていくことが大切です。

【活動者の価値観やニーズが多様化する中、社協や団体等の連携による人材育成が課題】

- ・地域福祉に関わるボランティアの人たちの考え方やニーズが多様化している中で、支え手としての向上・スキルアップを図っていくために、社協や活動団体等が連携して、情報共有や研修会の開催などを行っていくことが重要です。

【活動団体の活性化に向けて、団体間や関係組織との連携強化が重要】

- ・活動の更なる活性化と地域力全体の底上げに向けては、活動団体同士の連携や、関係する組織との連携強化を進めていく必要があります。

第2次計画期間中に地域や社協、市等で取り組んできたことを記載しています

第2次計画で見えてきた課題を記載しています

*市民・団体アンケートでは、「NPOやボランティア等活動を進める情報・拠点等の基盤が整っているか」という問いに対し、「あまりできていない」、「ほとんどできていない」と回答した割合が65.0%となっており、交流や活動を行う場の整備が不十分であるという意見が過半数を占めています。

■情報・拠点等の基盤

①できている	③あまりできていない	①+②	比較	③+④
②ある程度できている	④ほとんどできていない			
NPOやボランティア等活動を進める情報・拠点等の基盤が整っている		11.5	<	65.0

↓

<第3次計画におけるめざす姿>

- ・地域の中で、誰もが孤立せず、見守りやいざという時の支え合いの中で、暮らし続けられる、SOSや困りごとを解決につなげられる地域づくりをめざします。
- また、それらを実現するために、活動団体の活動促進や地域住民参加型での福祉サービスの展開、SOSを見逃さないための地域力の底上げなどに取り組みます。

第3次計画のめざす姿を記載しています

次に、施策ごとに

○地域で取り組めること

○社協で取り組むこと、主な取組（事業）

について、掲載しています。見方については以下のとおりとなります。

施策1-1

地域活動団体等の活動や参加を促進しよう

○地域で取り組めること

- ・ 関心のある活動に参加してみる。
- ・ 地域活動団体同士で、普段から連携をもち、地域の輪を広げる。



◆ 地域住民からの意見

懇談会の意見

地域交流が盛んに行われ、「孤」育てにならないような越谷市になったらいい

懇談会の意見

集まれる場所として、空き家を活用すれば、世代間の交流ができる

合同団体ヒアリングの意見

様々な分野の方々と顔合わせができる場があれば、多機関で相談しやすくなる

地域で取り組めることを記載しています
(市民懇談会等で寄せられた地域の方の声も紹介)

(引用：越谷市市民懇談会及および合同団体ヒアリング (33 ページ参照))

○社協で取り組むこと

- ・ NPOをはじめとした地域活動団体の活動の活性化や、拠点の確保、活動団体同士や関係機関とのつながりを支援します。
- ・ 活動者の負担や孤立感の軽減、活動を引き継いでいく新たな支え手の育成に、活動団体や地域とともに取り組みます。



社協が取り組むことを記載しています
(後段にコラムや「主な取組（事業）」も掲載)

コラム 「ふれあいサロン」

「ふれあいサロン」は家に閉じこもりがちな高齢者や子育て中の親などを対象に参加者同士の交流や情報交換の場、気軽に立ち寄れる居場所として機能しています。また、自治会やマンション単位で行う高齢者の見守り活動やコミュニティ活動の一つとして大きな関心が寄せられています。



用語の定義

市民…越谷市で暮らすすべての人（約34万人）のこと。

地域…13地区や自治会などの集合体のこと。

地域住民…地域で生活する個人や、地域で活動するグループや団体に属する個人のこと。

地域住民等…地域住民、自治会、NPO、ボランティア団体、その他団体および事業者などのこと。

基本方針1

支え合い、助け合い、課題解決につながる地域力の推進

<これまでの取組>

- ・地域住民相互の支え合いにおけた地域づくりが、地域包括ケアシステム※の構築に伴い着実に進み、市民の中に、地域福祉を担っていくという意識が醸成されています。
- ・地域住民が主体となって地域の居場所を運営する「ふれあいサロン活動※」が順調に広がり始めており、これらの活動により、地域の中での見守りにもつながっています。また、サロン等に関する地域での認知度も高まってきています。

<これからの課題>

【地域の中での孤立を防ぐ、活動の拠点となる場所の充実が必要】

- ・地域住民相互の見守り活動などが市内に広がる中で、社会的孤立※を防ぎ、つながりの機会となる拠点を増やしていくことが大切です。

【活動者の価値観やニーズが多様化する中、社協や団体等の連携による人材育成が課題】

- ・地域福祉に関わるボランティアの人たちの考え方やニーズが多様化している中で、支え手としての向上・スキルアップを図っていくために、社協や活動団体等が連携して、情報共有や研修会の開催などを行っていくことが重要です。

【活動団体の活性化に向けて、団体間や関係組織との連携強化が重要】

- ・活動の更なる活性化と地域力全体の底上げに向けては、活動団体同士の連携や、関係する組織との連携強化を進めていく必要があります。

※資料編の「5.用語解説」(95ページ~)に説明を記載しています

*市民・団体アンケートでは、「NPO*やボランティア等活動を進める情報・拠点等の基盤が整っているか」という問いに対し、「あまりできていない」、「ほとんどできていない」と回答した割合が65.0%となっており、交流や活動を行う場の整備が不十分であるという意見が過半数を占めています。

■情報・拠点等の基盤

①できている ②ある程度できている	③あまりできていない ④ほとんどできていない	①+②	比較	③+④
NPOやボランティア等活動を進める情報・拠点等の基盤が整っている		11.5	<	65.0



<第3次計画におけるめざす姿>

- ・地域の中で、誰もが孤立せず、見守りやいざという時の支え合いの中で、暮らし続けられる、SOSや困りごとを解決につなげられる地域づくりをめざします。
- また、それらを実現するために、活動団体の活動促進や地域住民参加型での福祉サービスの展開、SOSを見逃さないための地域力の底上げなどに取り組みます。

※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

施策1-1

地域活動団体等の活動や参加を促進しよう

○地域で取り組めること

- ・ 関心のある活動に参加してみる。
- ・ 地域活動団体同士で、普段から連携をもち、地域の輪を広げる。



📍 地域住民からの意見

懇談会の意見

地域交流が盛んに行われ、「孤」育てにならないような越谷市になったらいい

懇談会の意見

集まれる場所として、空き家を活用すれば、世代間の交流ができる

合同団体ヒアリング の意見

様々な分野の方々と顔合わせができる場があれば、多機関で相談しやすくなる

(引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング (33 ページ参照))

○社協で取り組むこと

- ・ NPO※をはじめとした地域活動団体の活動の活性化や、拠点の確保、活動団体同士や関係機関とのつながりを支援します。
- ・ 活動者の負担や孤立感の軽減、活動を引き継いでいく新たな支え手の育成に、活動団体や地域とともに取り組みます。



コラム

「ふれあいサロン」

「ふれあいサロン」は家に閉じこもりがちな高齢者や子育て中の親などを対象に参加者同士の交流や情報交換の場、気軽に立ち寄れる居場所として機能しています。また、自治会やマンション単位で行う高齢者の見守り活動やコミュニティ活動の一つとして大きな関心が寄せられています。



※資料編の「5.用語解説」(95 ページ～) に説明を記載しています

○主な取組(事業)

ふれあいサロン事業
一人暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者、子育て中の親子、寂しさや不安を抱える方などが、地域の中でいきいきと暮らしていけるように地域の身近な場所で、地域住民の方が自主的・主体的に活動を行う「ふれあいサロン」の設置を推進します。
愛の詩基金事業社会福祉活動団体等支援事業
地域福祉の推進に関する事業を実施するNPO※を始めとした社会福祉活動団体等に対し、助成金を交付することで、地域福祉活動の充実を図ります。
生活支援体制整備事業（受託事業・市）
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「地域支え合い会議（協議体）」の設置や「地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」の配置を通じて、地域住民による支え合い活動（生活支援）を広げるための体制を整備します。
障がい者団体への支援事業（障害者福祉センターこばと館（指定管理事業・市））
障害者の日記念事業「ふれあいの日」の事務局として、市内障がい者団体への支援に努めます。また、こばと館登録団体に対しては、活動場所の提供や必要機材等の貸し出しを行うことにより団体活動への便宜を図ります。さらに、連絡調整会議を開催することにより、障がい者団体のニーズを把握し、支援の充実を図ります。

越谷市市民懇談会

越谷市では、第5次越谷市総合振興計画の策定および越谷市都市計画マスタープランの改定にあたり、今後の福祉、健康、子育て等について考える市民懇談会が開催されました。

開催日時 令和元年8月4日（日） 午後1時30分から午後4時まで
場 所 市役所会議室

合同団体ヒアリング

越谷市では、地域福祉に関する課題や取組、連携の方策等について協議を行うため、市内の地域福祉に関わる活動団体や相談支援機関等を対象とした合同団体ヒアリングが開催されました（主な検討結果については、53ページのコラムを参照）。

開催日時 （第1回）令和元年11月26日（火） 午後2時から午後4時まで
（第2回）令和2年 2月 7日（金） 午後2時から午後4時まで

場 所 中央市民会館会議室

参加団体 越谷市地域包括支援センター大袋、越谷市障害者等相談支援事業所（東部、西部、南部、北部）、越谷市生活自立相談よりそい、越谷市地域子育て支援センター「おひさまの子」、越谷市ボランティア連絡会、越谷市国際交流協会

※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

施策1-2

住民参加型の福祉サービスを充実させよう

○地域で取り組めること

- ・ 関心のある活動に参加や協力をする。
- ・ 地域の支え合いの福祉サービスについて、必要な人に伝えて共有する。



📍 地域住民からの意見

懇談会の意見

地域の公民館や自治会館等を利用し、街カフェをつくろう

合同団体ヒアリング の意見

様々な分野の方々と顔合わせができる場があれば、多機関で相談しやすくなる

(引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング (33 ページ参照))

○社協で取り組むこと

- ・ 地域住民の方の福祉活動への理解と参加意欲を育み、地域で支え合い、助け合いの輪が広がる仕組みづくりを推進します。



コラム 「在宅支援家事サービス事業 『ほほえみサービス』」

地域や家庭で、その人らしい生活が安心して送れるよう、地域住民同士の助け合いの精神のもとに、ほほえみスタッフが家事援助サービスを提供します。

【援助内容】居室等の掃除・整理整頓、調理、衣類の洗濯、生活必需品の買い物、話し相手、ごみ出しなど



○主な取組(事業)

地域課題について協議する場の整備（重点事業Ⅰ-①）
地域住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりの支援を行います。
生活支援体制整備事業（受託事業・市）（再掲 33 ページ参照）
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「地域支え合い会議（協議体）」の設置や「地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」の配置を通じて、地域住民による支え合い活動（生活支援）を広げるための体制を整備します。
社会福祉活動団体等支援事業
地域福祉活動の充実を図るため、社会福祉活動団体等に対し、助成金を交付することにより社会福祉の増進を図ります。
子育て支援事業
就学前のお子さんと保護者を対象に、子育て中の悩みや孤独を地域で解消できるよう、参加者同土や地域ボランティアの交流の場として、ふれあいひろばを開催します。
在宅支援家事サービス事業「ほほえみサービス」
日常生活に支障のある高齢者世帯、身体障がい者（児）世帯、産前産後世帯、ひとり親世帯、その他必要な世帯に対して、在宅支援を目的に有料家事支援サービスを行います。
ファミリー・サポート・センター事業（受託事業・市）
子育ての援助を受けたい方と援助したい方をつなぎ合わせることで、地域の子育て支援をサポートします。働きながら子育てをする世帯等が安心して子育てできる環境づくりを目的に事業を推進します。
越谷地域支え合いサービス事業 （「ふらっと」がもう（受託事業・商工会議所））
蒲生駅前商店街内の空き店舗を活用し、商店街の活性化と地域の困りごとを地域で支える仕組みづくりを推進します。利用者のちょっとした困りごとを地域住民がサポートスタッフとして手助けし、対価として商店街で使用できる商品券をお渡しします。

施策1-3

地域の困りごとを支援につなげよう

○地域で取り組めること

- ・地域の中でつながりを持ち、何か異変を感じた場合には相談窓口連絡したり、当事者に相談先を紹介する。
- ・困りごとや悩みを抱えた際には、一人で抱え込まず、まずは信頼できる人や相談窓口相談してみる。



🔄 地域住民からの意見

懇談会の意見

地域の公民館や自治会館等を利用し、街カフェをつくろう

合同団体ヒアリング の意見

様々な分野の方々と顔合わせができる場があれば、多機関で相談しやすくなる

(引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング (33 ページ参照))

○社協で取り組むこと

- ・本協議会が関わる様々な地域での活動事業を通じて、相談窓口等の周知に努めます。
- ・地域の状況を把握し、必要に応じて制度の利用や専門機関の紹介など、適切な支援につなげます。



コラム 「生活支援体制整備事業(受託事業・市)」

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「地域支え合い会議(協議体)」の設置や「地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)」の配置を通じて、地域住民による支え合い活動(生活支援)を広げるための体制を整備する事業として、「生活支援体制整備事業」を実施しています。



○主な取組(事業)

ふれあいサロン事業（再掲 33 ページ参照）
一人暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者、子育て中の親子、寂しさや不安を抱える方などが、地域の中でいきいきと暮らしていただけるように地域の身近な場所で、地域住民の方が自主的・主体的に活動を行う「ふれあいサロン」の設置を推進します。
子育てサロン事業（受託事業・市）
子育て中の方同士の交流を図り、育児に対する不安や孤立を解消するとともに、地域における子育て支援体制の確立と子育て支援に関する情報提供を行います。
越谷市助け合いの仕組みづくり事業 （「ふらっと」がもう、おおぶくろ（受託事業・市））
高齢者が気軽に訪れ、交流することができる場所を提供することにより、社会的孤立※や生きがい対策の向上を図ります。また、地域のボランティアを積極的に受け入れ、利用者の交流の幅を広げるとともに、利用者の拡大のため、気軽に参加できる講座を定期的開催します。
生活支援体制整備事業（受託事業・市）（再掲 33 ページ参照）
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「地域支え合い会議（協議体）」の設置や「地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」の配置を通じて、地域住民による支え合い活動（生活支援）を広げるための体制を整備します。
地域包括支援センター事業（越ヶ谷地区（受託事業・市））
越ヶ谷地区において、地域の高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、介護保険サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつけ、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を送れるよう支援します。

※資料編の「5.用語解説」（95 ページ～）に説明を記載しています

基本方針2

地域で活躍する人材の育成

<これまでの取組>

- ・本協議会が行っている福祉教育は、学校における活用件数が増えています。また一般向けの福祉体験においても、新しい団体での実施件数が増えるなど、地域の中で着実に学びの輪が広がっています。
- ・孤立を見逃さない地域をめざして、地域の見守りについて考える孤立防止講演会や、手話通訳者の養成講習会などが開催されるなど、地域福祉に関心を持ち関わる機会となる取組が進んでいます。

<これからの課題>

【ボランティア活動への参加者を増やすための情報発信が必要】

- ・傾聴ボランティアなど、様々な形でのボランティア活動がありますが、本協議会が主催するボランティア講座等への申し込みは少ない現状となっています。ホームページや広報紙をはじめ、市民が活動に関心を向けられるような情報発信が必要となっています。

【福祉を学べる機会を増やすための地域の輪を広げることが重要】

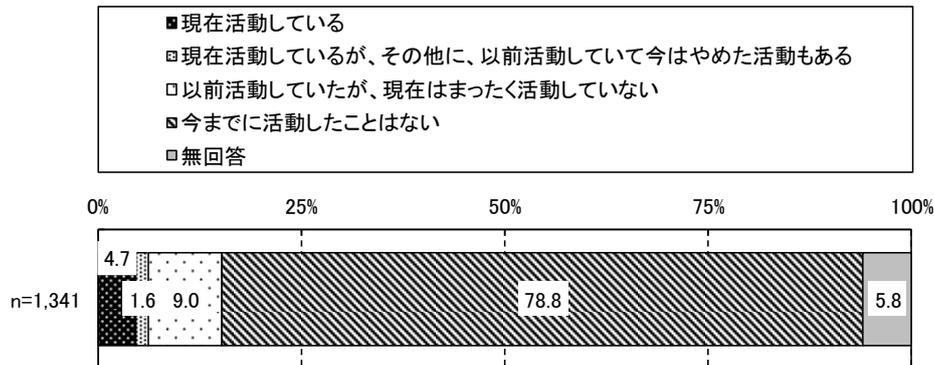
- ・福祉教育をさらに広げていくためには、当事者の方の協力や、自治会・企業などを含む様々な地域の人を巻き込んで展開していくことが重要となります。

【多様な世代が地域参加できるような機会の充実が重要】

- ・現在、多世代型向けのサロンの設置等が進んでいますが、より多様な世代・立場の人たちが参加しやすい場になるためには、開催日や時間帯等を含め、より一層の工夫が必要となっています。

*市民・団体アンケートでは、ボランティアやNPO※での活動について「今までに活動したことはない」という回答が約8割となっています。「ボランティアやNPOでの活動に参加していない理由」としては「仕事や学業などで忙しく時間がないから」（第1位・38.0%）に次いで、「どのような活動があるのか知らないから」（第2位・30.2%）となっています。

■ボランティアやNPO活動の経験



<第3次計画におけるめざす姿>

- ・地域で人権尊重や福祉について理解できる機会、地域住民同士で交流できる機会が一層充実するとともに、地域やボランティア活動等に関わる人が増えていくことをめざします。

※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

施策2-1

ボランティアの参加を促進しよう

○地域で取り組めること

- ・自分が関心を持って、無理なくできそうな活動にまずは参加してみる。
- ・地域で必要だと思う活動があれば、自分たちで活動をつくってみる。
- ・地域での様々なボランティア活動等について理解をもち、できる範囲で協力する。

👤 地域住民からの意見

懇談会の意見

まずは身近なところ
(ご近所) から高齢
者・子ども・障がいの
ある方が助け合って
生きていけるまちに
しよう

懇談会の意見

ボランティアグルー
プを結成して、介護
施設等で運動指導を
はじめとする(歌も)
活動をしている



(引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング (33 ページ参照))

○社協で取り組むこと

- ・ボランティアに関する情報提供や講座の開催、活動の基盤整備や情報発信などを積極的に行い、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを推進します。



「ボランティアセンター運営事業 (ボランティア相談)」

市民や市内の様々な機関・団体等の声を反映し、ボランティアセンター事業の充実を図っています。また、個人、団体、学校および福祉施設等からのボランティアに関する相談への対応、情報提供等ボランティアコーディネート業務を行っています。



○主な取組(事業)

ボランティアセンター運営事業
地域住民の参画活動を支援することにより、地域のボランティア活動のネットワークを進めるとともに、身近なところでボランティア活動に参加できるよう、活動に関する相談や情報の提供、ボランティア講座を開催します。
ボランティア活動基盤整備
市内で活動するすべてのボランティア・市民活動グループが、円滑かつ継続的に活動が行え、多様化するニーズに対応できるよう活動の基盤を整備し、ボランティア活動の充実を図ります。
介護支援ボランティア制度事業（受託事業・市）
高齢者の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献などの生きがいづくりを促進することを目的に、元気な高齢者が施設等でボランティア活動を行い、その活動に対して付与されたポイントの換金を行います。
ボランティアフェスティバル
ボランティア活動の啓発と日ごろ活躍しているボランティアと市民との交流を通し、活動の輪を広げることを目的として、ボランティアグループの活動紹介や各種体験コーナー、模擬店、バザーなどを行います。

施策2-2

人権尊重や福祉の理解を深める機会をつくろう

○地域で取り組めること

- ・福祉体験学習の機会などに参加する。
- ・様々な立場の人に対する理解や命の大切さ、互いに尊重し合い、助け合う気持ちを持つ。

🔍 地域住民からの意見

懇談会の意見

まずは身近なところ（ご近所）から高齢者・子ども・障がいのある方が助け合って生きていけるまちなししよう

懇談会の意見

ボランティアグループを結成して、介護施設等で運動指導をはじめとする（歌も）活動をしている



（引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング（33ページ参照））

○社協で取り組むこと

- ・児童や生徒が福祉の心を育て、他者への理解や命の尊さ、ともに生きることを大切に思う心を育む学習機会を提供します。
- ・地域で誰もが安心して暮らしていけるよう、地域住民の皆さんが福祉の理解を高めるための様々な体験学習を推進します。



コラム 「福祉体験学習」

車いす介助・ガイドヘルプ等の体験を通し、今この同じ空間に生きている様々な人たちの存在を知り、そうした人たちと“ともに生きる”ための知恵と力を身につける展開につなげていく学習です。非日常の課題を学ぶのではなく、“身近な福祉・地域”を感じ、地域の中で起きている課題に気付くための「きっかけ」となります。



○主な取組(事業)

福祉体験学習
学校や地域（自治会、民生委員等）において、障がい当事者（視覚、聴覚、肢体不自由）やボランティアグループの協力により、様々な福祉体験学習を実施し、地域住民の福祉への理解を図ります。
青少年ボランティアスクール
青少年を対象に福祉体験学習として、高齢者・障がい者・児童や、地域のボランティア活動者とふれあうことにより、社会福祉についての理解と関心を高めるとともに、仲間づくりや自己発見の場となることを目的に実施します。
ジュニアボランティアスクール
小学生を対象に福祉教育の一環として、体験学習を行うことにより、福祉に対する視野を広げ、ハンディキャップを正しく理解するとともにノーマライゼーション※に基づく福祉の心を醸成します。

※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

施策2-3

交流や支え合いの機会をつくろう

○地域で取り組めること

- ・ 関心のある交流や活動の場に参加し、地域住民同士で交流の機会を持つ。
- ・ 地域における交流や支え合いが、さらに広がるためにできる範囲で協力する。

👉 地域住民からの意見

懇談会の意見

世代間交流の活発化
多様な世代が垣根を
越えて交流すること
で、まちへの関心を
高めよう

懇談会の意見

地域交流が盛んに行
われ、「孤」育てにな
らないような越谷市
になったらいい



(引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング (33 ページ参照))

○社協で取り組むこと

- ・ 地域住民の方の福祉活動への参加を促し、地域で支え、助け合う仕組みづくりを推進します。



コラム

「越谷市助け合いの仕組みづくり事業」 （「ふらっと」がもう、おおぶくろ(受託事業・市)）

駅前商店街の空き店舗を活用し、地元商店会や地域包括支援センター※等、地域の関係団体と連携し、高齢者等が気軽に訪れ、交流できる場所を提供することにより、社会的孤立※の防止や生きがい対策を行っています。



「ふらっと」がもう



「ふらっと」おおぶくろ

※資料編の「5.用語解説」(95 ページ～) に説明を記載しています

○主な取組(事業)

ふれあいサロン事業（再掲 33 ページ参照）
一人暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者、子育て中の親子、寂しさや不安を抱える方などが、地域の中でいきいきと暮らしていけるように地域の身近な場所で、地域住民の方が自主的・主体的に活動を行う「ふれあいサロン」の設置を推進します。
子育てサロン事業（受託事業・市）（再掲 37 ページ参照）
子育て中の方同士の交流を図り、育児に対する不安や孤立を解消するとともに、地域における子育て支援体制の確立と子育て支援に関する情報提供を行います。
越谷市助け合いの仕組みづくり事業 （「ふらっと」がもう、おおぶくろ（受託事業・市））（再掲 37 ページ参照）
高齢者が気軽に訪れ、交流することができる場所を提供することにより、社会的孤立※や生きがい対策の向上を図ります。また、地域のボランティアを積極的に受け入れ、利用者の交流の幅を広げるとともに、利用者の拡大のため、気軽に参加できる講座を定期的開催します。
生活支援体制整備事業（受託事業・市）（再掲 33 ページ参照）
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「地域支え合い会議（協議体）」の設置や「地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」の配置を通じて、地域住民による支え合い活動（生活支援）を広げるための体制を整備します。
障がい者団体への支援事業（障害者福祉センターこぼと館（指定管理事業・市）） （再掲 33 ページ参照）
障害者の日記念事業「ふれあいの日」の事務局として、市内障がい者団体への支援に努めます。また、こぼと館登録団体に対しては、活動場所の提供や必要機材等の貸し出しを行うことにより団体活動への便宜を図ります。さらに、連絡調整会議を開催することにより、障がい者団体のニーズを把握し、支援の充実を図ります。
一人暮らし高齢者会食サービス
一人暮らしの高齢者が、いきいきと生活するためのきっかけづくりとなるよう、ボランティアが調理する温かい料理を会食しながら、交流や情報交換をすることにより、地域で支え合う環境の整備を行います。
地域交流事業（障害者就労訓練施設しらこぼと（指定管理事業・市））
障がい者が地域で働き、自立し、安心して暮らすためには、地域の方々の理解と協力が不可欠です。就労訓練施設しらこぼとの有効活用を図り、地域交流事業を実施します。

※資料編の「5.用語解説」（95 ページ～）に説明を記載しています

施策2-4

地域福祉に関わる新たな支え手を育成しよう

○地域で取り組めること

- ・自分の地域の福祉推進員、民生委員・児童委員*や活動している団体等と、いざという時に相談できるように、日頃からつながりをもつ。
- ・地域活動団体同士で、普段から連携をもち、地域の輪を広げる。



👉 地域住民からの意見

懇談会の意見

参加している地域活動に、今後も積極的に携わりたい

懇談会の意見

自治会会員に若い世代を増やす
若い自治会長が出てくれば、地域の活性化にもつながる

懇談会の意見

いろんな人がいていい、それぞれ個性があっていると、皆が受け入れられるまことにしたい

(引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング (33 ページ参照))

○社協で取り組むこと

- ・地域における福祉や介護等のニーズの多様化などを踏まえ、活動者の関心や主体性を生かした、新たな支え手の育成・確保に努めます。



コラム 「福祉推進員」

福祉推進員とは、地域の見守り活動やふれあいサロンの運営など、地域福祉の推進役として活動する“地域の見守りサポーター”です。

本協議会では、地域福祉活動に意欲のある方を毎年募集し、養成研修を修了した後、福祉推進員として委嘱し、地域で活動していただいています。

また、福祉推進員とは常に地域の福祉課題の共有に努め、フォローアップ研修等を通じ、地域のニーズにきめ細かく対応できるよう活動のサポートを行っています。



※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

○主な取組(事業)

地域づくりに向けた人材の確保、育成（重点事業Ⅰ-②）
地域住民等に対する研修や講座を実施し、地域づくりに関わる人材の確保、育成に努めます。
福祉推進員の育成
市民参加型の小地域活動を活性化し、地域の実情に応じたきめ細かいサービスを構築するため、福祉推進員の増員と活動の充実に努めます。
手話通訳者等の養成（障害者福祉センターこぼと館（指定管理事業・市））
聴覚障がい者への生活、関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な技術を取得し、日常生活や社会参加のニーズに対応できる手話通訳者等を養成するため、各種講座を開催し、聴覚障がい者の福祉の向上を図ります。
ボランティア体験学習事業
ボランティア活動に興味・関心を持っていただくためのきっかけづくりや、現状の課題から必要なボランティアを養成する講座や研修を開催し、様々な分野で活躍できるボランティアの育成を図ります。
生活支援体制整備事業（受託事業・市）（再掲 33 ページ参照）
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「地域支え合い会議（協議体）」の設置や「地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」の配置を通じて、地域住民による支え合い活動（生活支援）を広げるための体制を整備します。
障がい者の支援者育成事業（障害者福祉センターこぼと館（指定管理事業・市））
障がいへの理解を深め、日常生活や社会参加のニーズに対応できる支援者を育成するため、ボランティア講座を開催するとともに、ボランティアへ活動の場の提供を図り、支援者の育成につなげます。

基本方針3

地域における支援・協働のネットワークづくり

<これまでの取組>

- ・地域福祉ネットワーク※として、地区ごとの地域支え合い会議（協議体）が立ち上がるなど、行政、社協、地域住民、ボランティア、民間の協力者等の連携を通じて、支援を必要としている方に、相談支援や必要なサービス等につなぐ仕組みが構築されています。
- ・本協議会が活動を支援しているボランティアの「地域支え合い推進員」が中心となり、地区ごとに「集いの場」を整備する動きが浸透してきました。

<これからの課題>

【課題解決につなげるために横断型のチーム支援が重要】

- ・地域課題が複雑・多様化する中で、困難なケースについて課題解決につなげていくためには、地域福祉活動に関わる関係機関が、分野・部署などを超えて、横断的に取り組んでいく必要があります。

【地域の特性や力を生かした連携を強化することが大切】

- ・それぞれの地域の特性や、地域住民や活動団体等の持っている力を生かしていくために、地域福祉を担う社会福祉法人※等の連携を中心に、地域の中で互いに連携がしやすい関係性を育てていくことが重要です。

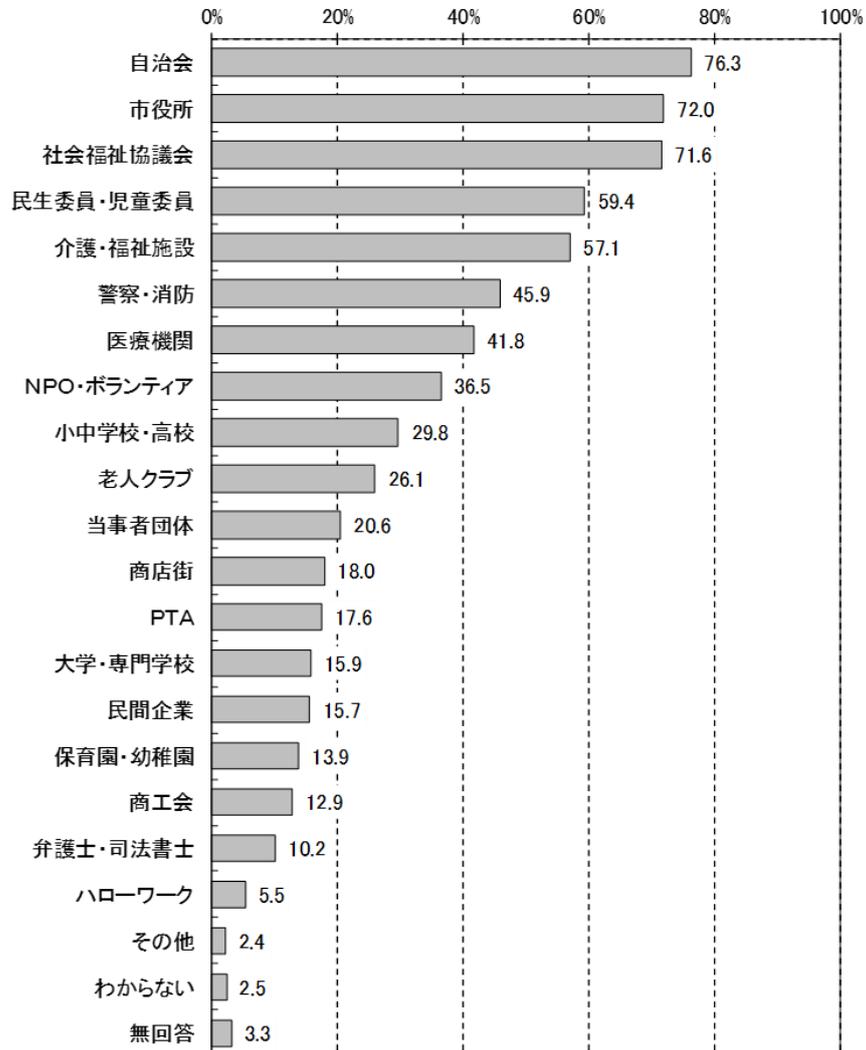
*合同団体ヒアリングでは、福祉の従事者から、行政との情報交換を行う機会が不足していること、また同様に、福祉の従事者間でもコミュニケーションが不足していることなどが課題に挙げられています。地域の福祉課題を適切に把握し解決するために、団体・専門機関との連携強化が必要です。

*市民・団体アンケートでは、「地域福祉活動を推進するために、どのような機関とネットワーク形成が必要ですか」という問いに対し、自治会、市役所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員※、介護・福祉施設という回答が上位を占めています。この5つが特に連携を意識することにより、地域福祉の向上につながると考えられます。

※資料編の「5.用語解説」（95ページ～）に説明を記載しています

■地域福祉活動を推進するためのネットワーク形成に必要な機関

n=510



<第3次計画におけるめざす姿>

- ・必要な人が適切な支援を安心して受けられるよう、地域における支援・協働のネットワークづくりを進めます。また、そのための中核的機能を果たすために、支援に関わる関係機関や、社会福祉法人※などの連携のためのつながりづくりを推進します。

※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

施策3-1



関係機関によるチームで支援しよう

○地域で取り組めること

- ・地元の企業や商店などが、地域内の様々なネットワークに関する取り組みや事業に協力する。
- ・活動団体・専門機関同士で、連携を深める機会のある会議等に積極的に参加し、地域の中の課題共有を図る。
- ・団体・専門機関（社会福祉法人[※]や民間団体等）が、地域のイベントに参加するなどしてより身近に感じられるような関係性を築く。

👉 地域住民からの意見

合同団体ヒアリング の意見

越谷市からの情報を多機関で周知できるような仕組みがほしい

合同団体ヒアリング の意見

様々な分野の方々と顔合わせができる場があれば、多機関で相談しやすくなる

合同団体ヒアリング の意見

多分野の情報を集約する場所を決めておこう

（引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング（33 ページ参照））

○社協で取り組むこと

- ・民生委員・児童委員[※]協議会、自治会、地域包括支援センター[※]、行政等の関係機関と連携し、地域全体で支援を行うことをめざします。
- ・地域福祉を推進する行政との情報共有、事業等の連携、協力を図ります。

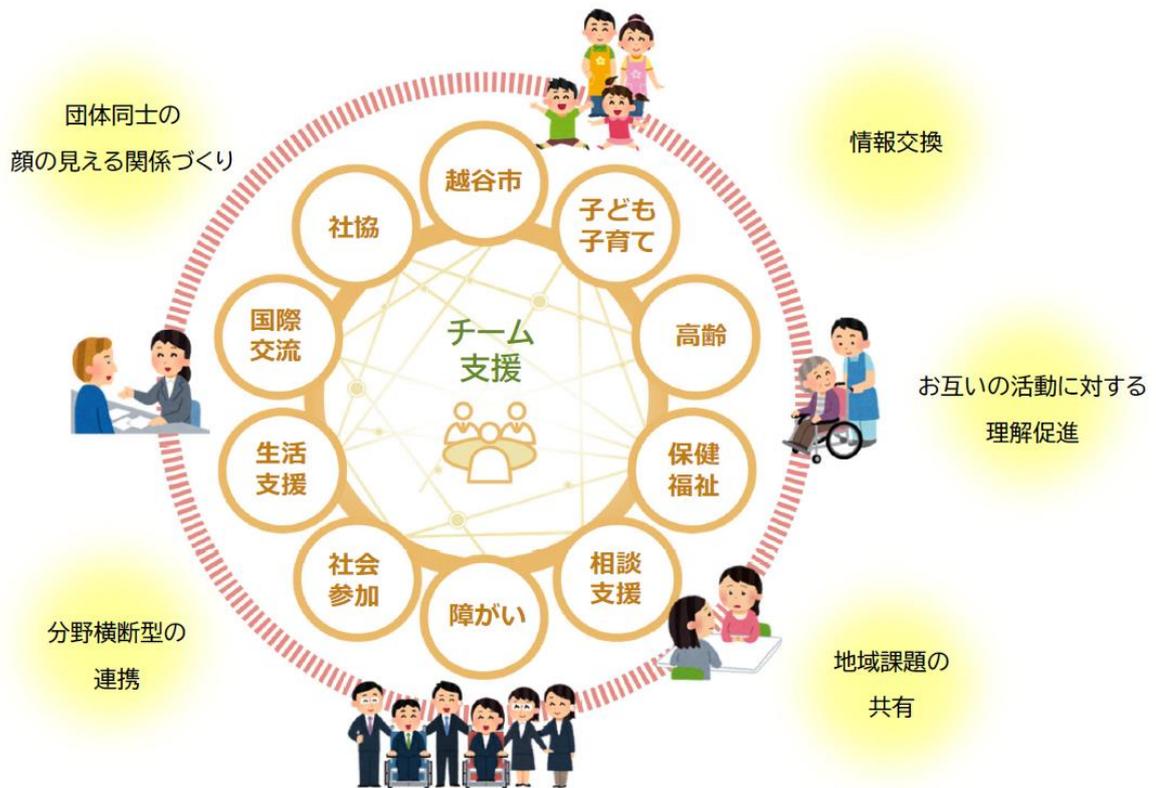


※資料編の「5.用語解説」（95 ページ～）に説明を記載しています

○主な取組(事業)

関係機関によるチーム支援の実施（重点事業2-①）
制度の狭間※にある課題や複合的な課題など多様な生活課題を解決するために行政等の関係機関との連携を強化し、分野横断の支援を行います。
地域住民や関係団体との連携の強化および活動の支援（重点事業2-②）
民生委員・児童委員※をはじめとする地域の関係者、地域住民のボランティア、その他関係団体との連携を強化し、活動の支援を行います。
行政との連携強化
地域福祉を推進する行政との連携を強化し、情報の共有を図ります。

(イメージ図)



※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

施策3-2

社会福祉法人等による連携を強化しよう

○地域で取り組めること

- ・社会福祉法人[※]や企業等の特性や立場を生かした活動を主体的に行うことを通じて、地域福祉に貢献する。



👉 地域住民からの意見

合同団体ヒアリング
の意見
他分野の相談を取り
次ぐ事ができる横の
連携を図る仕組みを
つくってほしい

合同団体ヒアリング
の意見
市役所から情報を得
やすい環境をつくっ
てほしい

(引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング (33 ページ参照))

○社協で取り組むこと

- ・市内の社会福祉法人や企業等による主体的な地域への貢献の意思や取組を生かし、地域ごとの連携や多様なネットワークの構築を図ります。



○主な取組(事業)

社会福祉法人や企業等との連携強化

社会福祉法人や企業等との連携を強化し、特性や立場を生かした取組に対する支援を行います。

※資料編の「5.用語解説」(95 ページ～) に説明を記載しています

コラム

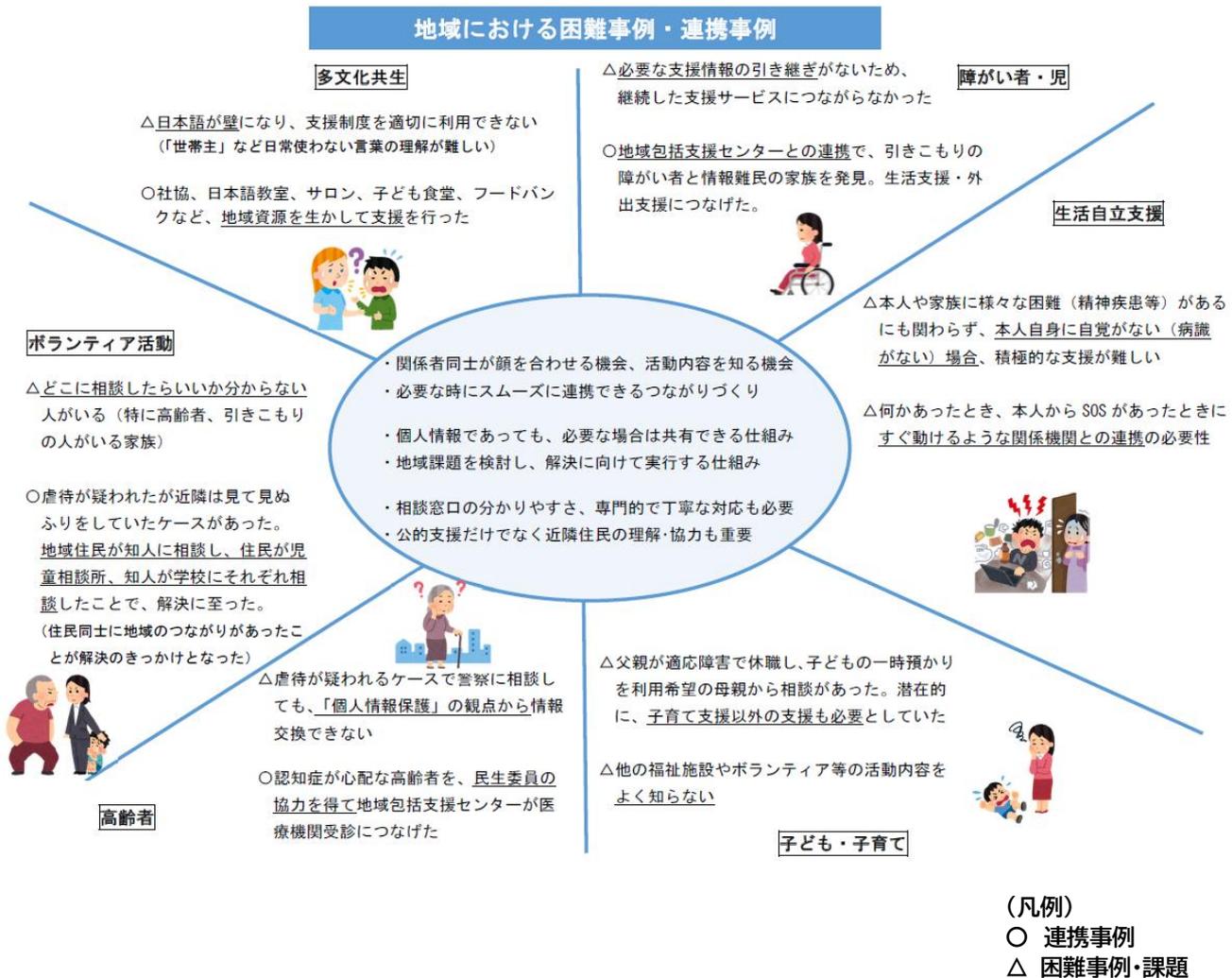
越谷市主催の「合同団体ヒアリング」が開催されました！

越谷市では、市内で相談支援等に関わる各団体が一堂に会し、地域福祉に関する課題や取組、連携の方策等について話し合いを行いました（開催日時や参加団体については、33ページ参照）。

会議では、市内の困難事例や活動上の課題、地域の中で団体や専門機関が連携することの重要性などについて、検討が行われました。



（主な検討結果 抜粋）



基本方針4

包括的な相談支援体制の構築

<これまでの取組>

- ・「障害者虐待防止法」や「成年後見制度利用促進法^{*}」など、権利擁護に関する法律が整備され、徐々に普及しつつあります。
- ・市内では、越谷市が設置する「なんでも相談窓口」、「障がい者等相談支援センター」、「精神保健支援室」、「子育て世代包括支援センター」、「地域包括支援センター^{*}」のほか、本協議会が設置する「ボランティアセンター」、「成年後見センター」など、多様な分野の相談支援窓口が発足・運営されており、市民への相談支援体制が充実しつつあります。
- ・本協議会では、相談者に対する傾聴等を通じてニーズを把握し、福祉に関する情報の提供や相談に応じた専門的窓口の紹介につなげてきました。また、生活に困窮している世帯に対して、生活福祉資金貸付制度などを活用して、自立支援につなげる取組を進めてきました。

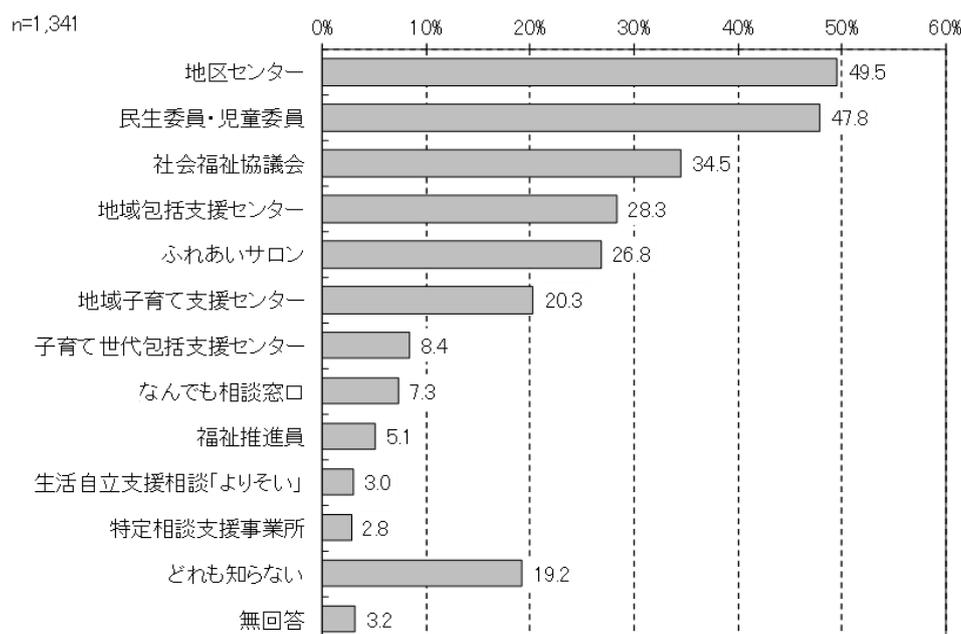
<課題>

【相談支援に関する情報発信や、権利擁護などの意識啓発が必要】

- ・生活課題が複雑・多様化する中で、いざという時に困りごとを相談できて解決につなげるためには、支援を必要とする人に窓口等の情報が届くことや、身近に気軽に相談できる機会や場所があることが重要です。

*市民・団体アンケートでは、「地域福祉の拠点や組織を知っているか」という問いに対し、「子育て世代包括支援センター」、「なんでも相談窓口」、「生活自立相談よりそい」などの認知度が、1桁台にとどまっていることが分かります。相談窓口を整備したとしても、その情報が市民に行き届いていない現状があるため、整備と合わせ周知を行うことが、より一層必要です。

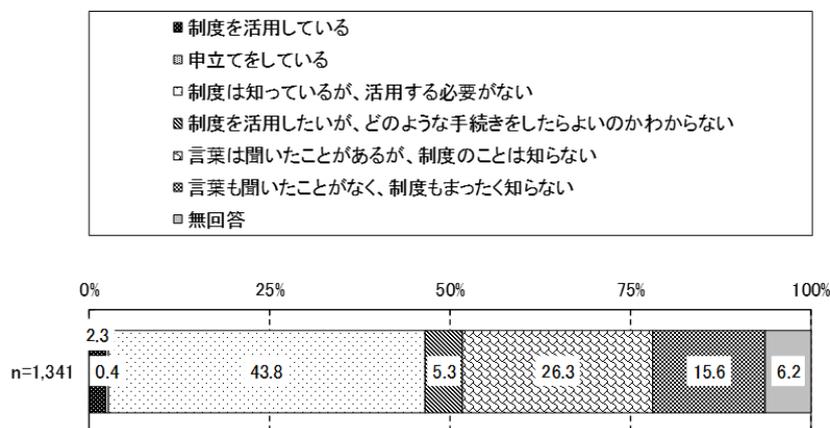
■地域福祉の拠点や組織の認知度



※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

*市民・団体アンケートでは、「成年後見制度について知っていますか」という問いに対し、約4割の方が「聞いたことがあるが、制度のことは知らない」、「言葉も制度もまったく知らない」と回答しています。権利擁護に関する仕組みは利用者だけでなく周囲の理解も重要であるため、仕組みの整備と周知の両輪を進める必要があります。

■「成年後見制度」について



【身近な場所での相談機会や、相談内容を「丸ごと」受け止める仕組みが重要】

・困りごとを抱えている人が一人で問題を抱え込まないようにするためには、身近に気軽に相談できる機会や場所があることが重要です。さらに、相談内容を包括的に受け止め、関係部署等に対応していくために、情報共有などのシステムも重要となります。



<第3次計画におけるめざす姿>

・地域の中で誰もが身近に相談できる機会や場所があり、相談内容を「丸ごと」（包括的に）受け止めて解決につなげていくような相談支援体制、アウトリーチ※による取組の推進をめざします。

※資料編の「5.用語解説」（95ページ～）に説明を記載しています

施策4-1

必要な情報を提供できる体制を充実させよう

○地域で取り組めること

- ・地域の中で、身近な人が支援を必要としている場合は、相談先やサービスに関する情報を紹介する。
- ・活動する人や団体同士が、何かあった際に情報の共有や連携ができるよう、日頃からつながりをもつように心がける。

📍 地域住民からの意見

合同団体ヒアリング の意見

地域コミュニティの希薄化により、以前より地域の情報が得られない

合同団体ヒアリング の意見

地域の困難事例を民生委員・児童委員※の助けによって円滑に解決できた事がある



(引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング (33 ページ参照))

○社協で取り組むこと

- ・福祉推進員の見守り活動の充実に努めるとともに民生委員・児童委員、自治会、地域包括支援センター※等と連携し、地域全体で支援を行うことをめざします。
- ・相談窓口の周知方法を一層工夫し、相談窓口等の認知度向上をめざします。



コラム 「地域包括支援センター」

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、またできるだけ介護が必要にならないように、地域にある様々な社会資源を使って必要な援助・支援を総合的に行う市の機関です。



※資料編の「5.用語解説」(95 ページ～)に説明を記載しています

○主な取組(事業)

地域包括支援センター事業（越ヶ谷地区（受託事業・市）） (再掲 37 ページ参照)
越ヶ谷地区において、地域の高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、介護保険サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつけ、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を送れるよう支援します。
各種相談事業（高齢分野）（老人福祉センター（指定管理事業・市））
高齢者の生活や健康の不安等を解消し、心身ともに健康で安心した日々を過ごすことができるように、老人福祉センターでの健康相談、リハビリなんでも相談など各種相談事業を実施します。
相談支援事業（障がい分野） (障害者就労訓練施設しらこぼと（指定管理事業・市））
市内の各種相談機関、サービス事業所等と連携し、市内在住の生活支援を必要とする障がい者とその家族に対し、障がい者サービス等の利用援助、自立生活の支援や社会生活に関する事業を行います。
障がい者相談援助事業（障害者福祉センターこぼと館（指定管理事業・市））
障がい者等からの相談や問い合わせに対応します。また、日常的に情報収集が困難な聴覚障がい者に情報提供や電話通訳を行います。
福祉推進員の育成（再掲 47 ページ参照）
市民参加型の小地域活動を活性化し、地域の実情に応じたきめ細かいサービスを構築するため、福祉推進員の増員と活動の充実に努めます。

施策4-2

身近な場所での相談機会を充実させよう

○地域で取り組めること

- ・地域の中でつながりを持ち、周囲に異変があった場合には、相談窓口等に連絡したり、当事者に相談先を紹介する。
- ・何かあった際（困難や悩みを抱えた場合など）には、「周囲に迷惑がかかる」と考えるよりも、まずは相談してみる。

👉 地域住民からの意見



合同団体ヒアリング の意見

福祉推進員が聞いた
相談事例を共有でき
る場がほしい

懇談会の意見

隣近所の付き合いを
濃くして、子ども達
を互いに預けられる
まちにしたい

（引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング（33ページ参照））

○社協で取り組むこと

- ・相談内容の複雑・多様化や、制度や社会の変化に対応しながら、相談者の方の個々の状況に応じた相談支援を総合的に行うことに努めます。
- ・民生委員・児童委員※、自治会、福祉推進員、地域包括支援センター※等、地域の関係者や機関と連携し、地域全体で支援を行うことをめざします。
- ・相談窓口の周知方法を一層工夫し、相談窓口等の認知度向上をめざします。（再掲）



※資料編の「5.用語解説」（95ページ～）に説明を記載しています

○主な取組(事業)

総合福祉相談
市民の日常生活における課題に対し、個別の状況にあわせた適切な助言を行うとともに、必要に応じ専門機関や福祉サービス等を紹介し、相談者を包括的に支援します。
地域包括支援センター事業（越ヶ谷地区（受託事業・市）） (再掲 37 ページ参照)
越ヶ谷地区において、地域の高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、介護保険サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつけ、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を送れるよう支援します。
各種相談事業（高齢分野） (老人福祉センター（指定管理事業・市））(再掲 57 ページ参照)
高齢者の生活や健康の不安等を解消し、心身ともに健康で安心した日々を過ごすことができるように、老人福祉センターでの健康相談、リハビリなんでも相談など各種相談事業を実施します。
相談支援事業（障がい分野） (障害者就労訓練施設しらこぼと（指定管理事業・市））(再掲 57 ページ参照)
市内の各種相談機関、サービス事業所等と連携し、市内在住の生活支援を必要とする障がい者とその家族に対し、障がい者サービス等の利用援助、自立生活の支援や社会生活に関する事業を行います。
子育てサロン事業（受託事業・市）(再掲 37 ページ参照)
子育て中の方同士の交流を図り、育児に対する不安や孤立を解消するとともに、地域における子育て支援体制の確立と子育て支援に関する情報提供を行います。
福祉推進員の育成（再掲 47 ページ参照）
市民参加型の小地域活動を活性化し、地域の実情に応じたきめ細かいサービスを構築するため、福祉推進員の増員と活動の充実に努めます。

施策4-3

権利擁護における仕組みを推進しよう

○地域で取り組めること

- ・ 成年後見制度など、権利擁護について理解を深める。
- ・ 虐待などを発見した場合には、関係機関に連絡・通報をする。
- ・ 権利擁護を担う人材（市民後見人等）を育成する研修に参加して、地域で活躍する。



📍 地域住民からの意見

合同団体ヒアリング
の意見
虐待に気づいた人は、民生委員・児童委員※に相談しよう

合同団体ヒアリング
の意見
過去の経歴や現在の状況を知るため、多機関でこまめに情報共有しよう

懇談会の意見
困っている人の情報が助けたい人（支援者）に伝わらない

（引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング（33 ページ参照））

○社協で取り組むこと

- ・ 「成年後見センターこしがや」等を通じて、成年後見制度が広く市民の方に知られるよう、広報・周知を行います。
- ・ 市民後見人を育成し、継続的な研修の実施や安心して活動できる環境整備に努めます。
- ・ 各種事業を通じて、将来に不安を抱える高齢者や、判断能力が十分でない知的障がい・精神障がいのある方などが、住みなれた地域で安心して生活が送れるように、生活上の支援を行います。



※資料編の「5.用語解説」（95 ページ～）に説明を記載しています

コラム 「成年後見センターこしがや」

「成年後見センターこしがや」は、成年後見制度の詳しい内容や利用方法など、成年後見制度に関する様々な相談の窓口です。

「成年後見制度」に関する相談や申し立てに必要な書類の説明、講演会・出前講座の実施などを行っています。



○主な取組(事業)

成年後見事業（受託事業・市）
判断能力が十分でない方の権利と財産を守る「成年後見制度」がより身近な制度として活用されるよう、成年後見制度の利用援助その他必要な支援を行います。
市民後見人養成事業（受託事業・市）
地域で見守り、支える役割を担い「顔の見える後見活動」を行う人材として市民後見人の養成を行います。また、養成後についても研修会の実施など継続的な支援を行います。
法人後見事業
親族または経済的な理由でほかに適当な候補者がいない場合、法人が後見人等を受任し、身上監護、財産管理等の支援を行います。
みまもり・あんしん事業
頼れる親族がないなどの理由で不安を抱える一人暮らしの高齢者等に対し、見守りサービス、入院、施設入所時のサポート、死後の事務処理等を行います。
福祉サービス利用援助事業（受託事業・県社協）
高齢や知的障がい、精神障がいなどの理由で福祉サービスの利用等を一人で判断することに不安のある方に対し、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援します。

施策4-4

多様な生活課題に対する支援体制を充実させよう

○地域で取り組めること

- ・活動する人・団体同士で、何かあった際に連携できるよう、日頃からつながりをもつように心がける。
- ・身近な地域で生活している市民同士が、互いに顔の見える関係を築き、いざという時の見守り・助け合いにつなげる。



📍 地域住民からの意見

懇談会の意見

集まれる場所として、空き家を活用すれば、世代間の交流ができる

合同団体ヒアリング

の意見

働き盛りの40代、50代が集まる場を設けてほしい

(引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング (33 ページ参照))

○社協で取り組むこと

- ・制度の狭間※にある課題や複合的な課題について、多分野の担当者が情報共有を行い、部署横断型の解決に向けた支援を行うための体制をつくります。
- ・総合的な相談支援を行い、相談者にとって最適な制度に結び付けられるように努めます。



障害者就労訓練施設しらこぼと (指定管理事業・市)

障がいのある方やその家族、関係機関からの不安や悩み、希望することなどをお聴きして、必要な情報や助言をしながら一緒に考え、自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援を行います。



※資料編の「5.用語解説」(95 ページ～) に説明を記載しています

○主な取組(事業)

部署間横断の支援体制の構築
分野ごとの相談支援体制では対応が困難で、制度の狭間※にあるケースや課題が複 合化しているケースなどに対し、対応策について社協内で検討を行い、複数の部 署が連携して、適切な役割分担のもと迅速に対応するための体制の整備を行いま す。
総合福祉相談（再掲 59 ページ参照）
市民の日常生活における課題に対し、個別の状況にあわせた適切な助言を行うと ともに、必要に応じ専門機関や福祉サービス等を紹介し、相談者を包括的に支援 します。
地域包括支援センター事業（越ヶ谷地区（受託事業・市） （再掲 37 ページ参照）
越ヶ谷地区において、地域の高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、 介護保険サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア 活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつけ、高齢者が住み慣れた 地域で尊厳ある生活を送れるよう支援します。
各種相談事業（高齢分野） （老人福祉センター（指定管理事業・市））（再掲 57 ページ参照）
高齢者の生活や健康の不安等を解消し、心身ともに健康で安心した日々を過ごす ことができるように、老人福祉センターでの健康相談、リハビリなんでも相談な ど各種相談事業を実施します。
相談支援事業（障がい分野） （障害者就労訓練施設しらこぼと（指定管理事業・市））（再掲 57 ページ参照）
市内の各種相談機関、サービス事業所等と連携し、市内在住の生活支援を必要と する障がい者とその家族に対し、障がい者サービス等の利用援助、自立生活の支 援や社会生活に関する事業を行います。

※資料編の「5.用語解説」（95 ページ～）に説明を記載しています

基本方針5

一人ひとりが安心して暮らせる地域づくり

<これまでの取組>

- ・一人暮らし高齢者の会食会等を通じ、日常的な見守りや孤立、閉じこもりの防止、社会参加や新たな出会いなど、地域住民同士のつながりづくりに取り組みました。
- ・障がいのある方の社会参加を進めるとともに、その家族への支援を行うために各種事業を開催しました。また、障がい者への理解を促進するために、地域住民と障がい者の交流事業を実施しました。
- ・各地区で開催される防災訓練に参加し、災害ボランティアセンターの周知を行いました。また、災害ボランティア登録者（個人・団体）にも各地区の防災訓練に参加してもらうことで、地域の連携・協力体制の強化につながりました。

<これからの課題>

【地域で安心して暮らし続けるために、日ごろからのつながりやいざという時の支援が重要】

- ・地域で暮らす中で、高齢になったり、障がいを抱えたり、生活上の困難（介護や育児の悩み、経済的な困窮など）に直面したり、災害にあうなど、様々な生活課題が生じても、安心して暮らし続けられるためには、日ごろからのつながりや、いざという時の支援が重要となります。

【サービス利用者の拡大とともに、支え手の確保が課題】

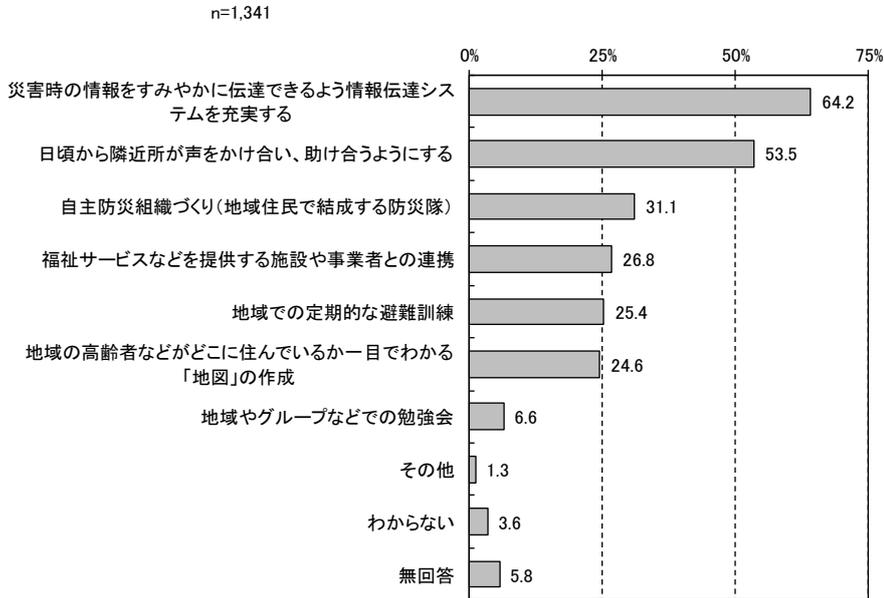
- ・支え合いサービス事業など、地域における利用者が増加する傾向にある中で、支え手となるサポーターは減少傾向にあります。長年活動している支え手の高齢化等も進む中で、新たな活動の支え手を確保・育成していくことが課題となっています。

【地域に一層開かれた施設になることが課題】

- ・老人福祉センターや障害者福祉センター等は公共施設として、地域住民を対象にしたイベントや日常的なボランティアの受け入れなどを行っています。今後はさらに、より地域に開かれた施設をめざすとともに、高齢者や障がい者などの地域における理解促進にもつなげます。

*市民・団体アンケートでは、「災害時に住民が支え合う地域づくり」に必要なこととして、「災害時の情報をすみやかに伝達できるよう情報伝達システムを充実する」が64.2%、「日頃から隣近所が声をかけ合い、助け合うようにする」が53.5%と、上位2項目が高い回答率となっています。

■「災害時に住民が支え合う地域づくり」に必要なこと



<第3次計画におけるめざす姿>

- ・一人ひとりが住み慣れた地域で、いつまでも、またいざという時（災害時や急病、困難を抱えた時など）でも、自分らしく安全・安心に暮らせる地域づくりをめざします。

施策5-1

住み慣れた地域での生活を充実させよう

○地域で取り組めること

- ・近隣同士でコミュニケーションを取り、簡単な手助け（買い物など）をお願いし合える関係をつくる。
- ・移動支援や介護に関するボランティア活動に関わる。



📍 地域住民からの意見

懇談会の意見

隣近所の付き合いを濃くして、子ども達を互いに預けられるような地域になったらいい

合同団体ヒアリング の意見

福祉推進員が聞いた相談事例を共有できる場がほしい

（引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング（33 ページ参照））

○社協で取り組むこと

- ・誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ・越谷市の関係各課（高齢・障がい・子ども子育て・生活福祉等）と連携し、情報や支援方法の共有等を図ります。



○主な取組(事業)

介護保険事業
介護保険法に基づいて、ケアマネジャー [*] が利用者の希望や心身の状態に合ったケアプランを作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。ホームヘルパーが居宅を訪問して、身体介護や生活援助のサービスを提供します。地域密着型通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを提供します。
障害者総合支援事業
障害者総合支援法に基づいて、障がい者（児）に対して、居宅において日常生活を営むことができるよう、身体介護や家事援助、通院等外出介助のサービスを提供します。
移動支援事業
越谷市との協定により、屋外での移動が困難な障がい者（児）に対して、社会生活に必要な移動や余暇活動等の社会参加のための移動のサービスを提供します。
在宅自立支援訪問介護事業
介護保険などの制度では対応できない内容について、日常生活を営むうえで支障のある人に対して、個人契約によりサービスを提供します。
在宅認知症高齢者等支援事業
デイサービス喜左衛門は、制度の狭間 [*] で援助を必要とする人に対して、一人ひとりの希望に沿ったケアサービスを提供し、自立の支援を行います。
在宅支援家事サービス事業「ほほえみサービス」（再掲 35 ページ参照）
日常生活に支障のある高齢者世帯、身体障がい者（児）世帯、産前産後世帯、一人親世帯、その他必要な世帯に対して、在宅支援を目的に有料家事支援サービスを行います。
ファミリー・サポート・センター事業（受託事業・市）（再掲 35 ページ参照）
子育ての援助を受けたい方と援助したい方をつなぎ合わせることで、地域の子育て支援をサポートします。働きながら子育てをする世帯等が安心して子育てできる環境づくりを目的に事業を推進します。
生活福祉資金貸付事業（受託事業・県社協）
低所得世帯、障がい者・高齢者世帯に対し、資金（生活福祉資金）の貸付相談、申請受付償還業務、その他必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進並びに在宅福祉および社会参加の促進を図り安定した生活を送れるようにします。
低所得者福祉対策事業
不測の事態により、緊急的に援護を必要とする人に対し、鉄道乗車券や非常用食品等の現物支給による援護を行います。
紙おむつ等配付事業
在宅で常時おむつを使用する方に対して紙おむつ等を補助することにより、本人および家族の経済的・精神的負担を軽減し、日常生活の自立を助けます。

^{*}資料編の「5.用語解説」（95 ページ～）に説明を記載しています

施策5-2

社会参加・健康や生きがいづくりをすすめよう

○地域で取り組めること

- ・まずは自分の興味がある活動に参加してみる。
- ・地域で活動する人の輪が広がるよう、活動内容を理解したり、協力する気持ちを持つ。



📍地域住民からの意見

懇談会の意見

まずは身近なところ
(ご近所) から高齢
者・子ども・障がいの
ある方が助け合って
生きていけるまちに
しよう

懇談会の意見

ボランティアグルー
プを結成して、介護
施設等で運動指導を
はじめとする(歌も)
活動にやりがいを感じ
ています

(引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング (33 ページ参照))

○社協で取り組むこと

- ・社会参加や健康・生きがいづくりにつながる活動を行うための場や情報の提供を行い、活動を推進します。
- ・各種事業を通じて、地域における孤立や閉じこもりの防止、新たな出会いや日常的な見守りの機会にもつなげます。
- ・地域における健康や生きがいづくりの支え手を支援するとともに、若い世代や様々な世代・性別の人が新たな支え手として参加できるよう、活動者の発掘と育成に取り組みます。



高齢者の健康増進や介護予防とともに社会参加活動を促進することを目的に、特別養護老人ホームなどで行ったボランティア活動に対して、ポイントを給付し、年間のポイント数に応じて5,000円を上限とした交付金を交付するものです。



○主な取組(事業)

介護支援ボランティア制度事業（受託事業・市）（再掲 41 ページ参照）
高齢者の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献などの生きがいづくりを促進することを目的に、元気な高齢者が施設等でボランティア活動を行い、その活動に対して付与されたポイントの換金を行います。
一人暮らし高齢者会食サービス（再掲 45 ページ参照）
一人暮らしの高齢者が、いきいきと生活するためのきっかけづくりとなるよう、ボランティアが調理するあたたかい料理を会食しながら、交流や情報交換をすることにより、地域で支え合う環境の整備を行います。
地域交流事業（障害者就労訓練施設しらこぼと（指定管理事業・市）） （再掲 45 ページ参照）
障がい者が地域で働き、自立し、安心して暮らすためには、地域の方々の理解と協力が不可欠です。就労訓練施設しらこぼとの有効活用を図り、地域交流事業を実施します。
就労訓練事業（障害者就労訓練施設しらこぼと（指定管理事業・市））
障がい者が地域で自立して安全・安心に暮らしていくための基礎知識（読み・書き・計算など）を身につけ、ゲーム等を通じて他者との交流を持ちながら学ぶ機会を設けるため、「しらこぼと教室」を開催します。
健康増進に関する事業（老人福祉センター（指定管理事業・市））
高齢者の健康に対する意識を高めるとともに健康維持と増進、介護等の予防を図るため、専門職（保健師等）による実技を含めた講座等を実施します。
教養講座（老人福祉センター（指定管理事業・市））
高齢者の生涯学習意欲を高めるとともに、学習、趣味を通じて多くの仲間とふれあい、地域社会に積極的に参加し、生きがいのある生活が送れるよう事業を実施します。
文化・スポーツ・レクリエーション事業（老人福祉センター（指定管理事業・市））
スポーツ・レクリエーションを通じて健康増進を図るとともに、多くの仲間とふれあい、地域社会に積極的に参加し、明るく張りのある自立した生活が送れるよう事業を実施します。

施策5-3

地域でつながり災害時に助け合おう

○地域で取り組めること

- ・地域での行事や防災活動に参加して、地域の結束力を高める。
- ・いざという時に地域で助け合える互助、日頃から各自が防災に備える自助に取り組む。
- ・支援が必要な人（高齢者や障がい者等）も、自ら地域のイベントに参加したりすることで、顔の見える関係に取り組む。



➡ 地域住民からの意見

懇談会の意見

市民が集まる場所にハザードマップ※を貼っておき、防犯意識を向上させよう

懇談会の意見

リアルタイムの災害情報等が共有できるような仕組みがあったらいい

懇談会の意見

地域の避難訓練を通じて各自が避難方法を身につけられるようにしたい

（引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング（33ページ参照））

○社協で取り組むこと

- ・災害が発生した際に、被災者へのきめ細かな支援や被災地の迅速な復旧・復興を支援することをめざし、平時から越谷市の総合防災訓練等に積極的に参加するなどして、地域住民の方に災害ボランティアセンターの周知を行います。
- ・大規模な災害が発生した際に、ボランティアによる災害ボランティア活動が円滑に進められるよう、災害ボランティアに関する研修や情報提供を行います。



※資料編の「5.用語解説」（95ページ～）に説明を記載しています

コラム 「災害ボランティア登録制度」

登録者は、災害ボランティアとして活動する意欲のある個人または団体の方です。事前に登録し、平時から災害ボランティアに関する研修に参加し、大規模な災害が発生した際に、災害ボランティアセンターの設置や運営、現場での活動に協力します。



災害ボランティアセンターの訓練

○主な取組(事業)

災害ボランティアセンター
災害が発生した際に、被害者へのきめ細かな支援や被災地の迅速な復旧・復興を支援することを目的として、平時から越谷市総合防災訓練等へ積極的に参加し、災害ボランティアセンターの周知を行います。
災害ボランティア登録制度
大規模な災害が発生した際に、ボランティアによる災害ボランティア活動が円滑に進められるよう、新たに災害ボランティアの登録を行います。

施策5-4

施設運営を充実させよう

○地域で取り組めること

- ・地域の施設で行われている活動内容を理解したり、必要があれば相談などもできることを知っておく。
- ・施設で行われる地域向けのイベントなどで、興味があるものがあれば参加してみる。



👉 地域住民からの意見

懇談会の意見

まずは身近なところ（ご近所）から高齢者・子ども・障がいのある方が助け合って生きていけるまちにしよう

懇談会の意見

ボランティアグループを結成して、介護施設等で運動指導をはじめとする（歌も）活動をしている

（引用：越谷市市民懇談会および合同団体ヒアリング（33ページ参照））

○社協で取り組むこと

- ・安全・安心に施設が利用できるよう、適正な施設の管理・運営に努めます。また、地域に根ざした施設として、事業の拡充に努めます。
- ・各種事業を通じて、地域における孤立や閉じこもりの防止、新たな出会いや日常的な見守りの機会にもつなげます。





「障害者福祉センターこばと館

(指定管理事業・市)」

障がいのある方に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進およびレクリエーションの機会を総合的に供与し、障がいのある方の自立と福祉の増進を図ることを目的としています。



○主な取組(事業)

老人福祉センター（指定管理事業・市）
老人福祉センターけやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘・ひのき荘は、各種相談事業や健康増進事業をはじめ、娯楽や趣味、教養を高める学習機会や場所の提供を行い、高齢者がいきいきと自立した生活を送ることができるよう支援します。
障害者福祉センターこばと館（指定管理事業・市）
障がい者の日常生活活動の向上を目的とした自立支援事業をはじめ、余暇支援事業等の各種事業を展開しているほか、障がい者を支援するボランティアの育成事業を行っています。また、障がい者に関わる福祉団体に対する便宜の供与の一環として、各室の貸し出しを行っています。
障害者就労訓練施設しらこばと（指定管理事業・市）
障がい者が地域で働き、自立し、安心して暮らすことができるよう地域住民との交流を図るとともに、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や生活に関する相談を行います。
市民プール（指定管理事業・市）
子どもから高齢者、障がい者が利用できる複合施設としての機能を生かし、市民のスポーツ振興と健康・体力の維持増進を図ります。さらに、高齢者等の介護予防やリハビリテーション、運動不足解消、体力向上による生活の質の向上を目的とした各種教室を開催します。

基本方針6

「越谷市版地域共生社会」を支える社会福祉協議会の基盤・運営

<これまでの取組>

- ・社協の会員を拡大するため、自治会や福祉施設、企業等を訪問し、会員の募集を行うとともに、会費の使途が分かりやすくなるよう情報発信を行いました。
- ・社協だよりを市内の全世帯に配布し、地域福祉に関する情報を広く周知しました。ホームページではタイムリーな情報提供と分かりやすい記事づくりに努めました。
- ・社協として、地域包括支援ネットワーク会議や研修等に積極的に参加し、地域とのつながり・交流を深めました。また、組織としては管理運営委員会での検討や、管理部門の職員体制の充実に取り組みました。

<これからの課題>

【複合的な課題に対するワンストップの体制※が必要】

- ・支援を必要とする人が抱えている課題が複合的であった場合や、いわゆる「制度の狭間※」であった場合などに、業務上の縦割りによる対応に限定せずに、部署横断型によるワンストップ型で関わられるような組織体制が求められています。
- ・また、行政や関係機関とのさらなる連携も重要となります。

【必要な情報が的確に届き、社会福祉協議会の認知度アップにもつながる情報発信】

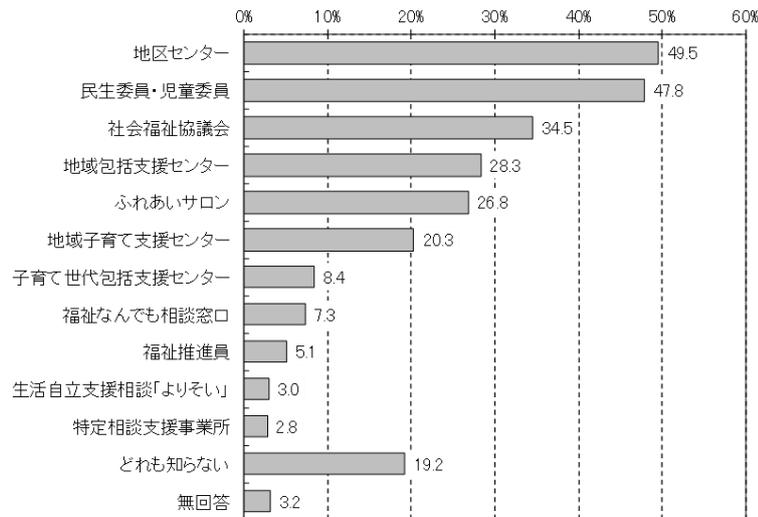
- ・従来の社協だよりやホームページなどに加え、多様な媒体を利用して、本協議会の事業やそのほか地域が必要とする福祉に関する情報提供が重要となります。また社協自体が市民によりその存在を知られ、必要な時には市民が制度等を活用したり相談できるようになることが重要です。

*市民・団体アンケートでは、「地域福祉の拠点や組織を知っているか」という問いに対し、社協の認知度は「34.5%」となっています。

※資料編の「5.用語解説」(95ページ～)に説明を記載しています

■地域福祉の拠点や組織の認知度

n=1,341



<第3次計画におけるめざす姿>

- ・地域の中で誰もが身近に相談できる機会や場所があり、相談内容を「丸ごと」(包括的に)受け止めて解決につなげていくような相談支援体制、アウトリーチ※による取組の推進をめざします。

※資料編の「5.用語解説」(95ページ〜)に説明を記載しています

施策6-1

職員の更なる資質向上をめざそう

○社協で取り組むこと

- ・研修や会議に積極的に参加し、他市の事例などの情報収集等を図るとともに、制度の変化に対応し、総合的な支援の実現をめざします。
- ・内部研修や横断的な連携を通じて、職員相互のスキルアップを図ります。

○主な取組(事業)

研修体制の充実
職員の資質と能力の向上を図るため、OJT（職場内研修）、OFF-JT（職場外研修）の適切な実施に努めるとともに階層別研修や専門研修の充実をめざします。
横断的な事例検討の実施
各部署の困難事例などを持ち寄り、部署間横断の事例検討、勉強会を実施することを通じて、職員の資質向上を図ります。

施策6-2

組織体制の強化・部署間連携をすすめよう

○社協で取り組むこと

- ・身近な相談支援体制のほか、制度の狭間*にある課題など、既存の制度や部署単独では対応が難しいケースに対して、部署横断型で組織的に対応できる体制をつくります。

*資料編の「5.用語解説」（95ページ～）に説明を記載しています

○主な取組(事業)

身近な地域における「総合相談窓口」の設置（重点事業3-①）
老人福祉センター4館を拠点とした相談支援体制を整備するとともに、アウトリーチ※を基本とした、市民に身近な相談体制を構築します。
地域住民の相談を包括的に受け止める体制の構築（重点事業3-②）
地域福祉コーディネーターを配置し、制度の狭間※にある課題や複合的な課題など、既存の制度では対応が難しいケースへの組織的な対応に取り組みます。
部署間横断の支援体制の構築（再掲 63 ページ）
分野ごとの相談支援体制では対応が困難で、制度の狭間にあるケースや課題が複合化しているケースなどに対し、対応策について社協内で検討を行い、複数の部署が連携して、適切な役割分担のもと迅速に対応するための体制の整備を行います。

※資料編の「5.用語解説」（95 ページ～）に説明を記載しています

施策6-3

財政基盤を強化しよう

○社協で取り組むこと

- ・地域福祉活動を継続的に推進するため、会員の募集をはじめ、募金活動の強化、基金の周知、自主財源の確保に努めます。

○主な取組(事業)

会員の募集
地域福祉を推進するために欠かせない基本財源として、社協支部や自治会等を通じ会員募集を行うことにより、市民に対する地域福祉活動への理解と積極的な参加・協力を呼びかけています。
愛の詩基金事業
市民や企業からの善意と行政の協力により、現在20億円を目標に積み立てを進めています。この基金は、積み立てられる元本の運用により生まれる果実（利息）を地域福祉活動の事業費として、福祉のまちづくりのために活用しています。
共同募金事業
たすけあいの精神を基調として、市内における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために共同募金事業を行います。
自主財源の確保
募金や会員会費に加え、財政基盤強化のため自主財源の確保に努めます。

施策6-4

社協に関する情報発信を充実させよう

○社協で取り組むこと

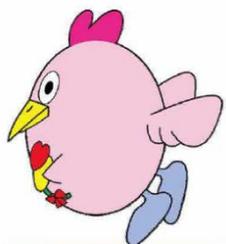
- ・情報提供や広報活動を行い、市民や団体・地域からの理解と協力を得て、運営の充実を図ります。

○主な取組(事業)

情報提供・啓発事業
市民が求める、福祉の情報を的確に伝えられるよう、社協だよりやホームページのほか、多様な媒体による情報提供の充実に努めます。
地域福祉出前講座の実施
市民が抱える福祉問題の解消や本協議会の事業を理解していただくために、職員が地域の会合などに出向いて出前講座を行います。
マスコットキャラクターの活用
マスコットキャラクターを活用し、子どもから高齢者まで幅広い世代の方に身近で親しみやすい団体となるよう、積極的な周知活動を行います。

第5章

計画を推進するために



計画を
推進するための
・進行管理
・評価の方法
などをお伝えします。

1. 計画の進行管理

計画について実効性を高め円滑で確実な実施を図るためには、適切に進行を管理する体制が必要です。

計画に基づく基本施策の進捗状況や、達成度を定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行い、常によりよい活動や取組を推進する「PDCA サイクル」(達成度を毎年評価し、次年度の施策展開にフィードバックすること (P(plan)-D(do)-C(check)-A(action)サイクルの確立)によって、計画の目的や目標達成に向けた取組の着実な推進に努めます。



2. 進行管理のための評価体制

「第3次越谷市地域福祉活動計画」を、地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもとに連携し推進していくためには、計画の達成度を評価し、一定の期間において計画を見直すことが必要です。

この進行管理等を含む評価体制として、「越谷市地域福祉活動計画推進委員会」において審議を行います。

○越谷市地域福祉活動計画推進委員会

評価にあたっては、「第3次越谷市地域福祉活動計画」の推進項目の進捗状況等を基準とし、進行管理の中で評価します。

また、計画した活動以外にも状況の変化に対応し、具体的な活動推進に取り組みます。

資料編



計画で参照した
データ等の資料を
紹介します。

1. 越谷市地域福祉活動計画推進委員会 設置要綱・名簿

平成19年11月1日

会 長 決 裁

(設置)

第1条 越谷市における地域福祉活動を計画的、効果的に推進することを目的として、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)は越谷市地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の推進に必要な事項の協議に関すること。
- (2) 計画に係る事業の進捗把握、評価に関すること。
- (3) その他計画の推進に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、会長が委嘱する。

- (1) 住民組織代表者
- (2) ボランティア・NPO関係者
- (3) 行政職員
- (4) 協議会関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとする。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第7条 委員長は、必要に応じて、第2条に規定する所掌事項の事前の調査および検討を行うため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が定める事項について、調査および検討を行う。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画管理課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

(社会福祉法人越谷市社会福祉協議会越谷市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱および社会福祉法人越谷市社会福祉協議会越谷市地域福祉活動計画進行管理委員会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 社会福祉法人越谷市社会福祉協議会越谷市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱(平成9年12月1日制定)

(2) 社会福祉法人越谷市社会福祉協議会越谷市地域福祉活動計画進行管理委員会設置要綱(平成12年4月1日制定)

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

越谷市地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

	氏 名	選出区分	役職名	備考
1	石 崎 一 宏	住民組織代表者	越谷市自治会連合会 会長	
2	深 井 晃	住民組織代表者	越谷市自治会連合会 副会長	
3	新 美 由美子	ボランティア・NPO関係者	越谷市ボランティア連絡会 会長	
4	近 澤 恵美子	ボランティア・NPO関係者	NPO法人 子育てサポーター・チャオ代表	
5	駒 崎 美佐子	ボランティア・NPO関係者	NPO法人 男女共同参画こしがやともろう 代表理事	
6	関 泰 輔	行政職員	越谷市福祉部福祉推進課長	
7	佐々木 清	行政職員	越谷市教育委員会学校教育部副参事 (兼)指導課長	
8	齊 藤 峰 雄	協議会関係者	社会福祉協議会理事	
9	九ノ里 幸 子	協議会関係者	社会福祉協議会評議員	
10	田 村 静 男	協議会関係者	社会福祉協議会評議員	
11	森 恭 子	学識経験者	文教大学人間科学部人間科学科教授	委員長
12	朝 日 雅 也	学識経験者	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科教授	副委員長

令和3年(2021年)3月31日現在

2. 越谷市地域福祉活動計画検討委員会 設置要領・名簿

令和元年9月6日

会 長 決 裁

(設置)

第1条 第3次越谷市地域福祉活動計画(以下「地域福祉活動計画」という。)の策定のため、越谷市地域福祉活動計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会の委員は、次の第1号から第5号までに掲げる職にある者とする。

- (1) 事務局長
- (2) 企画管理課長
- (3) 地域福祉課長
- (4) 生活支援課長
- (5) 介護保険事業課長

2 検討委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は、事務局長、副委員長は、企画管理課長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉の推進に関し必要なこと。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または意見を聴取することができる。

(設置期間)

第5条 検討委員会の設置期間は、設置の日から地域福祉活動計画の策定が終了する日までとする。

(作業部会)

第6条 計画原案の調査研究を行うため、検討委員会に作業部会を設置する。

2 作業部会の部会員は、次の第1号および第2号に掲げる職にある者並びに第3号に掲げる者とする。
なお、部会員は、15人以内とする。

- (1) 企画管理課調整幹
- (2) 企画管理課企画担当主幹
- (3) 所属課長から推薦され、かつ、委員長から指名された者

3 作業部会にリーダーおよびサブリーダーを置き、リーダーは、企画管理課調整幹、サブリーダーは、企画管理課企画担当主幹の職にある者をもって充てる。

4 リーダーは、作業部会を代表し、会議の議長となる。

5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときまたはリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

6 リーダーは、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、企画管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか検討委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和元年9月6日から施行する。

越谷市地域福祉活動計画検討委員会委員名簿

役 職	所 属・職 名
委員長	常務理事（兼）事務局長
副委員長	副参事（兼）企画管理課長
委 員	地域福祉課長（兼）ボランティアセンター担当主幹
委 員	生活支援課長（兼）地域包括支援センター所長
委 員	介護保険事業課長（兼）総務担当主幹（兼）介護支援担当主幹

越谷市地域福祉活動計画検討委員会作業部会部会員名簿

役 職	所 属・職 名
リーダー	企画管理課調整幹（兼）総務担当主幹
サブリーダー	企画管理課企画担当主幹（兼）指定管理担当主幹
部会員	老人福祉センターひのき荘主幹（兼）指定管理担当主幹
部会員	障害者福祉センターこぼと館所長（兼）指定管理担当主幹
部会員	地域福祉課地域福祉担当主幹
部会員	地域福祉課地域福祉担当主査
部会員	地域福祉課ボランティアセンター担当主査
部会員	生活支援課生活支援担当主幹
部会員	生活支援課地域包括支援センター主幹
部会員	生活支援課成年後見センター主査
部会員	介護保険事業課総務担当主任

3. 越谷市地域福祉活動計画 策定経過

年月日	内容
令和元年 8月30日	令和元年度第1回越谷市地域福祉活動計画推進委員会 ・平成30年度における第2次越谷市地域福祉活動計画の進捗状況について ・第3次越谷市地域福祉活動計画の策定について
令和2年 1月9日	第1回越谷市地域福祉活動計画検討委員会 作業部会 事前勉強会 ・「地域共生社会」とは ・「第2次越谷市地域福祉活動計画」の振り返り ・「第3次越谷市地域福祉活動計画」について
1月16日	第1回越谷市地域福祉活動計画検討委員会 作業部会 ・「第2次越谷市地域福祉活動計画」の振り返りの結果について ・「第3次越谷市地域福祉活動計画」について
3月2日	第1回越谷市地域福祉活動計画検討委員会 ・「第3次越谷市地域福祉活動計画」の重点施策（案）について ・「第3次越谷市地域福祉活動計画」骨子（案）について
9月8日	第2回越谷市地域福祉活動計画検討委員会 作業部会 ・計画の概要に関して ・計画書（素案）について
9月29日	第2回越谷市地域福祉活動計画検討委員会 ・計画の概要に関して ・計画書（素案）について
10月19日	令和2年度第1回越谷市地域福祉活動計画推進委員会 ・令和元年度における第2次越谷市地域福祉活動計画の進捗状況について ・第3次越谷市地域福祉活動計画の概要について ・第3次越谷市地域福祉活動計画の素案について
11月2日～12月3日	パブリックコメント ・（意見無し）
12月24日	第3回越谷市地域福祉活動計画検討委員会 作業部会 ・前回からの変更点について ・パブリックコメントの結果について ・計画書（素案）について
令和3年 1月19日	第3回越谷市地域福祉活動計画検討委員会（書面会議） ・第3次越谷市地域福祉活動計画の素案について
2月22日	令和2年度第2回越谷市地域福祉活動計画推進委員会（書面会議） ・第3次越谷市地域福祉活動計画の素案について
3月31日	第3次越谷市地域福祉活動計画の策定（会長決裁）

4. 各種調査結果概要

(1) 統計データ

地区別の人口・人口内訳の変化

平成25年の地区別の人口

	人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	年少人口率	生産人口率	高齢者率
桜井	39,790人	5,432人	25,072人	9,286人	13.7%	63.0%	23.3%
新方	15,002人	1,734人	8,610人	4,658人	11.6%	57.4%	31.0%
増林	32,906人	5,275人	21,614人	6,017人	16.0%	65.7%	18.3%
大袋	50,914人	6,814人	32,700人	11,400人	13.4%	64.2%	22.4%
荻島	12,361人	1,566人	7,645人	3,150人	12.7%	61.8%	25.5%
出羽	31,949人	4,515人	20,448人	6,986人	14.1%	64.0%	21.9%
蒲生	43,819人	5,655人	28,622人	9,542人	12.9%	65.3%	21.8%
川柳	8,200人	1,048人	5,296人	1,856人	12.8%	64.6%	22.6%
大相模	22,434人	3,615人	14,662人	4,157人	16.1%	65.4%	18.5%
大沢	22,225人	3,061人	14,796人	4,368人	13.8%	66.6%	19.7%
北越谷	8,315人	922人	5,614人	1,779人	11.1%	67.5%	21.4%
越ヶ谷	15,307人	1,980人	10,234人	3,093人	12.9%	66.9%	20.2%
南越谷	27,206人	3,724人	18,507人	4,975人	13.7%	68.0%	18.3%
計	330,428人	45,341人	213,820人	71,267人	13.7%	64.7%	21.6%

令和2年の地区別の人口

	人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	年少人口率	生産人口率	高齢者率
桜井	38,084人	4,478人	22,335人	11,271人	11.8%	58.6%	29.6%
新方	14,445人	1,576人	7,657人	5,212人	10.9%	53.0%	36.1%
増林	33,477人	4,675人	21,139人	7,663人	14.0%	63.1%	22.9%
大袋	51,299人	6,403人	30,801人	14,095人	12.5%	60.0%	27.5%
荻島	11,941人	1,285人	6,968人	3,688人	10.8%	58.4%	30.9%
出羽	31,722人	3,878人	19,589人	8,255人	12.2%	61.8%	26.0%
蒲生	43,957人	4,901人	28,079人	10,977人	11.1%	63.9%	25.0%
川柳	9,945人	1,525人	6,226人	2,194人	15.3%	62.6%	22.1%
大相模	35,260人	6,640人	22,962人	5,658人	18.8%	65.1%	16.0%
大沢	22,048人	2,696人	13,797人	5,555人	12.2%	62.6%	25.2%
北越谷	8,623人	876人	5,677人	2,070人	10.2%	65.8%	24.0%
越ヶ谷	16,315人	2,066人	10,612人	3,637人	12.7%	65.0%	22.3%
南越谷	27,566人	3,248人	18,072人	6,246人	11.8%	65.6%	22.7%
計	344,682人	44,247人	213,914人	86,521人	12.8%	62.1%	25.1%

令和7年の地区別の人口(※)

	人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	年少人口率	生産人口率	高齢者率
桜井	36,502人	3,917人	21,367人	11,219人	10.7%	58.5%	30.7%
新方	14,010人	1,541人	7,481人	4,987人	11.0%	53.4%	35.6%
増林	33,244人	4,098人	21,026人	8,120人	12.3%	63.2%	24.4%
大袋	50,483人	5,918人	30,356人	14,209人	11.7%	60.1%	28.1%
荻島	11,574人	1,254人	6,687人	3,633人	10.8%	57.8%	31.4%
出羽	31,293人	3,544人	19,474人	8,275人	11.3%	62.2%	26.4%
蒲生	43,359人	4,516人	27,850人	10,994人	10.4%	64.2%	25.4%
川柳	10,516人	1,794人	6,369人	2,353人	17.1%	60.6%	22.4%
大相模	37,897人	7,251人	24,558人	6,088人	19.1%	64.8%	16.1%
大沢	21,612人	2,468人	13,243人	5,901人	11.4%	61.3%	27.3%
北越谷	8,721人	864人	5,710人	2,147人	9.9%	65.5%	24.6%
越ヶ谷	16,729人	1,955人	10,991人	3,783人	11.7%	65.7%	22.6%
南越谷	27,726人	2,960人	18,300人	6,465人	10.7%	66.0%	23.3%
計	343,666人	42,079人	213,412人	88,175人	12.2%	62.1%	25.7%

出典：住民基本台帳

※令和7年は第5次越谷市総合振興計画策定における将来人口推計（各年4月1日）

地区別の世帯数の変化

	桜井	新方	増林	大袋	荻島
平成25年	15,907世帯	6,111世帯	13,094世帯	21,498世帯	5,038世帯
令和2年	16,493世帯	6,338世帯	14,397世帯	23,221世帯	5,368世帯

	出羽	蒲生	川柳	大相模	大沢
平成25年	13,104世帯	19,376世帯	3,273世帯	8,915世帯	9,143世帯
令和2年	14,178世帯	21,028世帯	4,183世帯	14,910世帯	9,960世帯

	北越谷	越ヶ谷	南越谷	計
平成25年	4,250世帯	7,176世帯	12,441世帯	139,326世帯
令和2年	4,749世帯	8,063世帯	13,565世帯	156,453世帯

出典：住民基本台帳（各年4月1日）

③ 外国籍市民、介護保険認定者、障がい者、生活保護受給者の変化

	外国人籍市民数	介護保険認定者数	障害者手帳所持者数	生活保護受給者数
平成25年	4,088人	8,380人	11,762人	3,770人
平成26年	4,256人	9,216人	12,363人	3,888人
平成27年	4,510人	9,828人	12,659人	3,948人
平成28年	4,894人	10,512人	13,119人	4,007人
平成29年	5,552人	10,834人	13,346人	4,094人
平成30年	6,094人	11,695人	13,754人	4,159人
平成31年	6,577人	12,325人	14,126人	4,230人
令和2年	7,150人	13,033人	14,617人	4,374人

出典：越谷市の担当各課が集計した実績値（各年4月1日現在）

(2) 市民・団体アンケート調査(調査の概要については、6ページ参照)

③ 地域での活動

地域に困っている世帯がある場合、
今後「手助けできること」

問 15. あなたは、地域に困っている世帯がある場合、現在すでに「手助けしていること」や今後「手助けできること」はありますか。また、現在もしくは将来的に、あなた自身が地域の人に「手助けしてほしいこと」はありますか。

(いくつでも)

回答数	1,341 件
安否確認の声かけ	42.8%
話し相手	28.9%
悩みごと、心配ごとの相談	20.3%
日用品などのちょっとした買い物	26.6%
電球交換などのちょっとした作業	25.1%
ごみ出し	25.5%
家の中の掃除や洗濯	10.7%
庭の手入れ	11.8%
食事づくり	8.3%
短時間の子どもの預かり	11.9%
保育園・幼稚園の送迎	10.1%
散歩の付き添い	15.7%
病院の付き添い(送迎)	9.5%
病気のときの看病	5.8%
経済的な支援	2.6%
防犯見回り、防災訓練などへの参加	20.5%
災害時・緊急時の手助け	34.2%
近所のイベントの手伝い	23.8%
その他	0.7%

問 10. あなたは、お住まいの地域でどのような活動に参加していますか。(いくつでも)

回答数	1,341 件
自治会等の行事	40.9%
趣味やスポーツのサークルでの活動	15.1%
学校等の行事	10.1%
地区センター・公民館や交流館等の市の施設での講習	9.2%
福祉施設等での活動	3.1%
その他	1.3%
特に何も行ってない	44.0%
無回答	1.8%

問 18. これまでにボランティアやNPOで活動したことがありますか。(1つ)

回答数	1,341 件
現在活動している	4.7%
現在活動しているが、その他に、以前活動していた今はやめた活動もある	1.6%
以前活動していたが、現在はまったく活動していない	9.0%
今までに活動したことはない	78.8%
無回答	5.8%

問 18-3.あなたがボランティア活動やNPO活動に参加していない主な理由としてあてはまるものはなんですか。(2つまで)

回答数	1,178 件
仕事や学業などで忙しく時間がないから	38.0%
どのような活動があるのか知らないから	30.2%
体力的に自信がないから	29.8%
自分の時間を優先したいから	19.7%
知り合いがいらないため、一人では参加しにくいから	18.5%
活動自体が楽しくなく、興味ある内容でもないから	2.6%
身近な地域のことには関心がないから	2.3%
その他	7.0%
無回答	5.8%

ボランティア活動・NPO活動や市民の
自主的な活動等の活性化に必要なこと

問 19. 今後、ボランティア活動・NPO活動や市民の自主的な活動等を活性化するためには、何が重要だと思いますか。(5つまで)

回答数	1,341 件
負担の少ない活動内容(時間的・体力的)にする	33.2%
元気な高齢者の参加を促す	31.4%
興味や関心を持てる内容にする	26.5%
若い人の参加を促す	25.9%
学校教育で重要性を教える	23.3%
身近な地域で気軽に参加できるボランティア団体等を育成する	21.6%
活動内容等について積極的にPRする	21.5%
少額の報酬や交通費等の実費を支払うようにする	20.0%
事故があった時の補償体制をつくる	8.3%
活動の中で趣味や特技、専門知識を生かせるようにする	17.9%
友人や家族と参加できる活動を増やす	16.3%
地域内の交流を深め、よりよい人間関係をつくる	15.5%
身近な地域に活動拠点を設置する	11.9%
活動資金や物品等を補助する	10.6%
情報提供窓口を一本化する	10.1%
生涯学習で啓発活動を行う	9.5%
企業に労働時間の短縮やボランティア休暇等の普及を要請する	8.8%
知識・技術を有する人材やリーダーを養成する	7.3%
行政主導で組織づくりを進める	7.2%
企業に対して資金援助を要請する	6.0%
ある程度強制的な参加体制をつくる	4.3%
ボランティア組織間の連携を強化する	4.1%
表彰を行うなど社会的評価を高める	3.6%
その他	1.3%
特にない	3.9%
無回答	10.0%

地域生活上の困難や相談について

地域の日常生活で困ったことを抱えている人

問 22. 現在お住まいの地域で、日常生活で困ったことを抱えている人がいますか。(いくつでも)

回答数	1,341 件
一人暮らしで不安や心細い思いをしている人がいる	18.9%
買い物などの外出が一人では大変な人がいる	13.9%
草むしりや庭の手入れなど、体力のいることができなくて困っている人がいる	11.6%
子育て・育児で不安や悩みを抱えている人がいる	7.6%
食事づくりや洗濯などの家事をするのが大変な人がいる	6.0%
ひきこもりの家族を抱えて困っている人がいる	5.7%
外出などの時に、子どもを預けることができなくて困っている人がいる	5.5%
地域社会から孤立してひきこもりになっている人がいる	4.5%
障がい等のために必要な情報が届かず困っている人がいる	3.3%
日常生活での金銭管理がうまくいかない人がいる	3.0%
その他	3.4%
分からない	48.6%
無回答	13.0%

地域福祉の拠点や組織の認知度

問 12. あなたは、次のような地域福祉の拠点や組織を知っていますか。(いくつでも)

回答数	1,341 件
地区センター	49.5%
民生委員・児童委員	47.8%
社会福祉協議会	34.5%
地域包括支援センター	28.3%
ふれあいサロン	26.8%
地域子育て支援センター	20.3%
子育て世代包括支援センター	8.4%
福祉なんでも相談窓口	7.3%
福祉推進員	5.1%
生活自立支援相談よりそい	3.0%
特定相談支援事業所	2.8%
どれも知らない	19.2%
無回答	3.2%

安全・安心なまちづくり

災害時に地域住民が支え合う

地域づくりに必要なこと

問 26. 地震など災害が発生したときの「災害時に住民が支え合う地域づくり」には何が必要だと思いますか。

(3つまで)

回答数	1,341 件
災害時の情報をすまやかに伝達できるよう情報伝達システムを充実する	64.2%
日頃から隣近所が声をかけ合い、助け合うようにする	53.5%
自主防災組織づくり(地域住民で結成する防災隊)	31.1%
福祉サービスなどを提供する施設や事業者との連携	26.8%
地域での定期的な避難訓練	25.4%
地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目で分かる「地図」の作成	24.6%
地域やグループなどでの勉強会	6.6%
その他	1.3%
分からない	3.6%
無回答	5.8%

越谷市の地域福祉でできていると思うこと

問8. 越谷市の地域福祉の現状についてどう思われますか。
(各項目1つ)

※できているとある程度できている合計

回答数	510 件
世代等を超えた交流が行われている	30.4%
困った時には情報を得たり相談することができる	33.8%
地域福祉に関心を持ち、支え合いの行動をしている	17.5%
NPOやボランティア等活動を進める情報・拠点等の基盤が整っている	27.9%
地域福祉活動を進めるための人材・資源・資金等の制度が充実	17.3%
多様なニーズ、新しいニーズが的確に把握され、その対応を進めている	20.2%
支援制度の分野について、対象者を支える仕組みが充実している	20.0%
経験豊富な人材が協力し、(福祉)サービスの質が向上している	23.2%
情報が公開され、事業者は提供サービスの質の向上に取り組んでいる	39.2%
あらゆる人材が地域に貢献する活動に参加できる仕組みがある	17.3%
必要とされる人材が、必要な場所で活躍している	28.7%
起業等の意欲を持つ人に適切な支援が行われている	16.5%
地域防犯・交通安全への自主的な活動が行われている	58.0%
地域ぐるみで、身近な環境(保全・美化)が快適に保たれている	65.9%

5. 用語解説

【あ行】

●アウトリーチ

外に（アウト）手を差しのべる（リーチ）ことを意味する用語。福祉分野では主に、相談機関や職員などが地域に自ら出向いて、現場や相手と向き合い、相談につながらない潜在的な困りごとなどに対して、問題解決に向けて取り組むこと。

●SDGs(エスディーゼズ)

「Sustainable Development Goals」の略。2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択。誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標

●NPO(エヌピーオー)

民間非営利組織。「Non-Profit Organization」「Not-for-Profit Organization」の略。利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織（団体）のことで、平成10年12月にNPO法（特定非営利活動促進法）が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになった。

【か行】

●ケアマネジャー

要介護者等の相談やその心身の状況に応じ、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービス事業者や施設等との連絡調整を行ったり、介護保険の給付管理事務を行う専門職。介護サービスの利用にあたって重要な役割を担っている。

【さ行】

●サロン活動

地域の身近な場所で、住民が自主的・主体的に活動を行う活動のこと。参加者同士の交流や情報交換の場、気軽に立ち寄れる居場所として機能する。

●「自助」「互助」「共助」「公助」

平成25年度の地域包括ケア研究会報告書において、以下のとおり定義されている。

「公助」は、税による公の負担

「共助」は、介護保険などを共有する仲間（被保険者）の負担

「自助」には、「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。

これに対し「互助」は、相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの

●社会的孤立

家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しく、孤立している状態のこと。

●社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成や、そのほかの地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に係る規制が定められている。

●制度の狭間

既存の各種制度からは、抜け落ちてしまうこと。

●成年後見制度利用促進法

成年後見制度とは、認知症や障がいなどにより判断能力の不十分な人のために後見人を選任し、権利擁護や財産管理の支援を行う仕組みのこと。平成28年（2016年）5月に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（「成年後見制度利用促進法」）が施行され、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされた。

【た行】

●地域福祉ネットワーク

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するための、支え合いの地域づくりの体制のこと。

●地域包括ケアシステム

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

●地域包括支援センター

平成17年の介護保険制度改正によって定められた、高齢者の保健・福祉・医療の向上、権利擁護、関係機関のネットワークづくり、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関で、各市区町村に設置された。センターには、保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士が配置され、専門性を生かして相互に連携しながら業務にあたっている。

●特定相談支援事業所

障がいのある人が障害福祉サービスを利用する際に必要となる、「サービス等利用計画」等を作成する計画相談支援を提供する事業所

【な行】

●ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。WHO（世界保健機関）の概念では、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約など社会的な状況も障がいの態様の1つととらえており、障がいのある人もない人もともに生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

【は行】

●ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害の範囲や程度を地図にあらわしたもの

【ま行】

●民生委員・児童委員

地域の人達から相談を受け、必要に応じ市役所や適切な福祉機関につなぐ「地域の身近な相談相手」。越谷市では地域ごとに担当区域が割り振られており、400人を超える委員が活躍している。

【わ行】

●ワンストップの体制

これまでは、分野や事業ごとの担当窓口でそれぞれ相談・調整する必要があったような相談に対し、関係団体等の連携により、相談者が一度の相談で複数の支援を利用することができる支援体制

6. 福祉の相談窓口一覧(令和3年4月現在)

地域包括支援センター

NO	名称	所在地	電話番号
1	桜井	下間久里792-1 (桜井地区センター・公民館内)	970-2015
2	新方	大吉470-1 (新方地区センター・公民館内)	977-3310
3	増林	増林3-4-1 (増林地区センター・公民館内)	963-3331
4	大袋	大竹831-1	971-1077
	大袋 せんげん台出張所	千間台西5-26-15	940-1315
5	荻島・北越谷	南荻島190-1 (荻島地区センター・公民館内)	978-6500
6	出羽	七左町4-248-1 (出羽地区センター・公民館内)	985-3303
7	蒲生	登戸町33-16 (蒲生地区センター・公民館内)	985-4700
8	川柳	川柳町2-507-1 (老人福祉センターひのき荘内)	990-0753
9	大相模	相模町3-42-1 (大相模地区センター・公民館内)	993-4258
10	大沢	東大沢1-11-13	972-4185
11	越ヶ谷	越ヶ谷4-1-1 (越谷市中央市民会館2階)	966-1851
12	南越谷	南越谷4-21-1 (南越谷地区センター・公民館内)	999-6651

障がい者等相談支援センター

NO	名称	所在地	電話番号
1	北部障がい者等相談支援センター	大字恩間181-1(北部出張所内)	970-9393
2	東部障がい者等相談支援センター	大字増林6042-1	999-6551
3	南部障がい者等相談支援センター	蒲生旭町8-3	945-6144
4	西部障がい者等相談支援センター	七左町4-100-4	985-3386

地域子育て支援センター

NO	名称	所在地	電話番号
1	増林保育所 地域子育て支援センター「おひさまの子」	東越谷8-41-1	960-5800
2	新方保育所 地域子育て支援センター「にこにこ」	北川崎729-1	970-5611
3	荻島保育所 地域子育て支援センター「ぼかぼか」	南荻島330-1	971-8115
4	南越谷保育園 地域子育て支援センター「すくすく」	七左町1-347	990-5003
5	おおたけ保育園 地域子育て支援センター「たけのこ」	大竹815-1	977-5311
6	越谷レイクタウンさくら保育園 地域子育て支援センター「げんき」	レイクタウン8-3-5	988-0863
7	松沢保育園 地域子育て支援センター「きらきら」	谷中町2-88-4	080-1058-3953
8	認定こども園わかばの森ナーサリー 地域子育て支援センター「森のひろば」	新越谷1-31-18	993-4154
9	の～びるこどもの家保育園 地域子育て支援センター「おへその広場」	相模町3-220-1	988-8180
10	袋山保育園 地域子育て支援センター「たんぽぽ」	袋山1956-1	979-0520
11	の～びる保育園 地域子育て支援センター「のびるば広場」	南越谷1-12-11 イーストサンビル2-5階A	987-7088
12	越谷どろんこ保育園 (R3.4.1 現在休止中) 地域子育て支援センター「ちきんえっぐ」	平方 3207-1	970-2280
13	認定こども園小牧 地域子育て支援センター「こあら教室」	大間野町5-147-1	985-4890
14	埼玉東萌保育園 地域子育て支援センター「あおいとり」	川柳町1-582-1	973-7463

子育てサロン

NO	施設名	所在地	電話番号
1	ヴァリエ子育てサロン	南越谷 1-11-4 新越谷駅ビルヴァリエ 1階	961-3623
2	水辺のまちづくり館 (ヴァリエ出張ひろば)	レイクタウン 4-1-4 水辺のまちづくり館	961-3623
3	児童館コスモス子育てサロン	千間台東 2-9	961-3623
4	児童館ヒマワリ子育てサロン	蒲生旭町 11-35	961-3623
5	つどいの広場はぐはぐ	花田 5-17-7	080-2055-2092
		宮本町 2-150-3 宮本町二丁目第一自治会館	
6	みんなのひろばフェリーチェ	東大沢 2-5-1 コープ北越谷 コープメイト 2階	971-3808
		大沢 3-6-1-301 パルテきたこし3F「ほっと越谷」	

その他 市役所の相談窓口

区分	内容	担当課等	電話番号
①高齢	介護保険制度の利用について	介護保険課	963-9125
	介護以外の高齢者の総合相談	地域包括ケア課	963-9163
②障がい	障がい者(児)のための相談、援助の窓口について	障害福祉課 ※18歳以上	963-9164
		子ども福祉課 ※18歳未満	963-9172
	こころの健康問題・ひきこもり相談等について	こころの健康支援室	963-9214
③妊婦	母子健康手帳の交付について	子育て世代包括支援センター	963-9179
④児童	児童に関する悩み、相談窓口について	家庭児童相談室 (子ども福祉課子ども安全室)	963-9319
	保育所等の入所について	保育入所課	963-9167
	学童保育室について	青少年課	963-9158
	教育相談について(義務教育段階まで)	教育センター	962-9300
	児童虐待について	子ども福祉課子ども安全室	963-9319
児童相談所全国共通ダイヤル		189	
⑤青少年	青少年(中学卒業後～30歳代)およびその保護者の悩み相談について	青少年相談室(青少年課)	964-0272
⑥福祉全般	民生委員・児童委員(地域の見守り)について	福祉総務課	963-9320
	生活保護制度の利用について	生活福祉課	963-9162
	生活困窮者自立支援について	生活自立相談よりそい	963-9212
⑦女性・DV	女性の生き方、配偶者等からの暴力の相談等について	越谷市女性・DV相談支援センター	963-9176
⑧その他	相談場所がわからない場合	なんでも相談窓口	963-9150

社会福祉協議会

内容	担当課	電話番号
地域福祉活動について	地域福祉課	966-3411
生活全般の困りごとについて	生活支援課	966-2251
介護保険サービスについて 権利擁護について	介護保険事業課	973-7343
	成年後見センターこしがや	966-2281
ボランティア活動について	ボランティアセンター	966-3211
高齢者の生きがいづくりと 余暇活動について	老人福祉センターけやき荘	965-5822
	老人福祉センターくすのき荘	979-6600
	老人福祉センターゆりのき荘	992-6601
	老人福祉センターひのき荘	973-7903
障がい者の機能訓練、余暇活動について	障害者福祉センターこばと館	966-6633
障がい者の就労、日常生活について	障害者就労訓練施設しらこばと	965-6594

第3次越谷市地域福祉活動計画

令和3年4月発行

発行 社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会
〒343-0813
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目1番1号(越谷市中央市民会館2階)
TEL 048-966-3411 FAX 048-966-7195
URL <http://www.koshigaya-syakyo.com>
